

## 平成18年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成18年12月12日(火)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第86号 川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第93号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 発議第 4号 飲酒運転撲滅に関する決議について
- 日程第 5 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	助役	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	山本眞一君
総合支所長	森紀代志君	管理課長	藤田至君
企画環境課長	森下睦夫君	企画観光課長	羽根田泰一君
税務課長	羽倉範行君	健康増進課長	小坂泰夫君
保健福祉課長	鈴木一男君	町民課長	西村太一君
住民課長	的場徹君	産業課長	岩田利文君
建設課長	山田俊男君	事業課長	中村裕君
収入役 職務代理者・ 出納室長	小坂進君	教育総務課長	筑地秀昭君
生涯学習課長	柴田光章君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小澤明弘

開議 午前 9時00分

## 開 議

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月7日と同様ですので、御了承願います。

## 諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 諸般の報告を行います。

12月8日には常任委員会を開催し、新規条例案等2件を熱心に御審議いただきました。まことにありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第1 一般質問

議長（佐藤公敏君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、小藪侃一郎君、原田全修君、澤畑義照君、板谷信君、鈴木多津枝君、杉本道生君、森照信君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

小藪侃一郎君、発言を許します。3番、小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 3番、小藪です。

通告に従い質問いたします。

ことしも残りわずかとなりました。全国規模のイベントを初め、数多くの行事も成功裏に催され、行政、町民、関係者の御苦労とともに収穫の多い年であったと思います。川根本町も合併から1年余りがたちましたが、この間、行政または町民の間では喜び、期待と同時に不安、戸惑い等の合併による感情の起伏があったものと思われれます。役場は本庁と総合支所とそれなりの合体ができましたが、町民相互の顔と顔、あるいは心と心の住民感情の一体感の醸成にはまだまだ時間が必要だと感じられます。イベントにおける交流は、その目的の範囲内での交流になりがちで、暮らしの中、生活の中での町民、住民同士の心の通う交流ができるよう、我々も行政も心して対処していくべきだと感じております。

合併話の出始めのころ、合併のかけ橋と期待した青部バイパスは、当時は、完成は平成19年ということでありました。その後、平成21年、また平成23年になり、本年いよいよ着工され、工事が始まっておりますけれども、9月4日の土木事務所説明会では平成23年以降ということであります。以降とは何カ月か、何年か、町民の間でいろいろ感が強く残ります。国、県、関係機関への強い働きかけが必要であります。合併1年経過の所見とバイパスについて町長にお伺いいたします。

それにつけても完成まで5年の歳月がかかるわけありますので、合併のきずなとして、例えば小井平、青部、文化会館、総合支所、あるいは沢間、桑の山、八木、大沢、谷畑、奥泉、接岨等を巡回するバスを検討してほしいのであります。この問題は9月議会でも出しましたが、8月中旬から9月初旬にかけて行われました10地域での町政懇談会の中でも住民から強い要望があります。改めて町長の答弁をお伺いいたします。

そして、初めに触れました住民感情の一体感の醸成について、旧町間の区民同士、またサークル同士の交流等、住民同士の交流行事を積極的に進めることも大切だと思います。このような交流事業に対する支援策をお考えか、お伺いいたします。

次に、私は9月2日、千年の学校生徒として、大井川上流の榎島に宿泊し、鳥森山トレッキングの機会がありました。そこで見た光景にびっくりいたしました。それは、当日130人余の宿泊客がおりました。千枚岳、赤石岳を初め南アルプス入山、下山のお客様でした。しかし、そこは静岡市であります。我が町の接岨、大間地区の活性化に思いを抱きつつ、千年の学校自然講座学習会を終えてきました。

私は常々、人の住む奥地が活性化しないと町全体が活性化しないと思っております。静岡県で3番目に広い面積を有する川根本町、この地域の活性化の話になりますと必ず出てくる南アルプスマウンテンパーク構想があります。この構想は、貴重な自然環境を守り、はぐくみ、継承しながら、人々が自然や地域文化などに触れ、親しむ場を整備するとともに、流域の人々が一体となって、生き生きとした暮らしの実現を図ることを目指して、平成10年3月に策定され、検討、提言がされてきましたが、いわゆる構想であります。県の担当部局も企画部から環境森林部へ移り、地域活性化から地域保全へと移行している感じであります。

川根本町の最高峰光岳2,591メートルと南アルプス南部森林生態系保護地域の寸又川流域の山々は、本町にとって自然が与えてくれた恵みであります。2007年または2012年問題と言われる団塊世代の退職または職場離脱現象は、水と森の番人が創る癒しの里、川根本町にとって1つのチャンスでもあります。それは、彼らは自然回帰願望の強い世代だと言われております。

この機会を生かして、接岨峡、また寸又峡温泉に少しでもお客様をふやしたい、川根本町の交流人口をふやしたい、そんな思いで、寸又川右岸、左岸林道が観光の活性化に利用できないか。特に左岸林道は南アルプスの光岳以南の2,000メートル級の山々が見渡せるすばらしい景観が楽しめる場所です。

現在、寸又川左岸林道は、奥大井重要自然維持地域保安林整備事業として工事が進められています。今後の観光資源として寸又川左岸林道の活用について町長の所見をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） ただいまの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、小藪議員の質問にお答えいたします。大きく分けて2つの視点からの御質問だと思います。

まず最初に、合併1年目の所見という大きな枠の中での青部バイパスの早期完成促進でございます。

青部バイパスにつきましては、国道362号整備促進期成同盟会、御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会等から土木事務所を初め県、国へ毎年要望書を提出し、早期完成の願いを強く要望しているところでございます。平成14年度には道路概略設計、道路予備設計、平成15年度からは中心線測量、路線測量、用地調査、地質調査、道路設計、橋梁設計が行われ、第一期区間として崎平から青部間の0.5キロメートルを県単独事業により平成15年に完成し、第二期工区につきましても平成16年度、青部から元藤川間1.2キロメートルが採択され、取りつけ工に着手しております。

当初、平成23年度を目標に諸調査、用地交渉、工事を実施していく計画になっており、平成22年度予定されていたトンネル工着工が平成21年度に予定されるなど、全工程を早期実施に向けて見直しをさせていただいているところでございます。現在、橋脚2基が今年度中施工を目標に工事が行われているところであります。このように、直接の担当でございます島田土木事務所においても、交通諸問題についても十分認識をされており、早期完成に向けて特段の御理解、御配慮をいただいております。

先ほどの国道362号整備促進期成同盟会でありますけれども、この会長は北脇浜松市長でございます。国道362号線に関しては、御承知のとおり、静岡市、川根本町、浜松市とつながっておりますけれども、両市とも政令市並びに政令市移行を目指しておりますので、直接国にお願いするのは川根本町だけになっております。

そうした中で、北脇会長の御理解も得ながら、平成18年11月7日には国土交通省の副大臣に直接お会いして、この早期着工、特に川根本町区間の早期着工、完成を要望してきたところでございます。また、11月19日には中部地方整備局、10月10日には静岡県土木部、また10月3日には、先ほど言いました島田土木事務所にお伺いし、地域の状況を説明しながら早期完成に向けてお願いをしているところであります。

県といたしましても、37億円という膨大な事業費でありますけれども、地域の実情にかんがみ、あるいは合併という事情にかんがみ、なるべく早く完成したいという意向も伝えていただいておりますので、今後とも地域の意向をしっかりと伝えながら、運動を続けていきた

いと考えております。

それから、これは何回も一般質問等でお答えしておりますけれども、2町間を結ぶバス、あるいは各地域を結ぶバスということでございますけれども、現在最重要課題として外出支援サービスの全町配置を検討しております。この町内をめぐるバスに関しましては、現在大井川鉄道という会社がさまざまな営業をしておりますが、その関連等で課題がたくさんございます。したがって、まず、外出支援サービス事業を優先事項として推進したい考えに変化はございません。

もう1点、先ほど言いました国道362号線が完成した場合には、さまざまな役場の中、あるいは庁内の中の仕組み等も大きな影響を受けると思います。そうした中で町民のサービスを向上維持するために、こうした両町間の町営バス、あるいは交通手段の確保というのは大きな課題になってくるだろうと思っております。そういった意味で、今後ともそうしたことを視野に置きながら、大井川鉄道との調整、あるいは陸運との協議等を進めながら、スムーズにそうした町内の交通の円滑化が図れるよう対策を講じていきたいと考えております。基本的には、町営バスに関しては路線バス対策委員会がございますので、その中での検討をしていただくことがまず先かと考えております。

それから、交流の関係でありますけれども、合併をいたしましてさまざまな組織、行事等が合同で行われるようになってきました。また、過日の新聞報道等にもありましたけれども、町内の商工会も合併というふうに、さまざまな組織が統合の方向へ向いております。そういった中でこうした交流行事は進んでいくと考えております。また、区と区の交流、あるいは生涯学習の事業に対する交流、あるいはさまざまなそうした事業の中での交流、いろいろあるかと思っておりますけれども、さまざまなレベルで区、あるいは団体、そして住民同士、そうしたさまざまな段階で交流を図っていくことが必要ではないか、そんなふうに思っております。

まず、町民の方々が、1つの町になったんだということを認識していただくことが先決ではないかと思っております。町が主体の行事の中に産業文化祭、あるいは商工会主体のふるさとまつり等がございますけれども、そうした行事に関しても旧町時代それぞれの経緯を踏まえながらも、各種事業の開催方法、開催場所、企画方法を検討する中で、交流促進を図っていきたく思っております。また、将来の話でありますけれども、特別な記念事業、例えば合併何周年事業等、町民の要望や町民の方々の企画への参加を得ながら、そうした交流を目的とした事業をつくり上げることも、町民の支援、要望等があれば可能ではないかと考えております。

最後に、幅広い意味での観光資源の活用という御指摘でありました。特に、寸又左岸林道ということにポイントを当てた質問かと思っておりますけれども、これにつきましては、寸又左岸につきましては、平成10年3月に静岡県が策定した南アルプスを水源とする大井川・安倍川流域の地域づくりの指針となる奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の中にあります5

つの基本施策（自然環境の保全と活用・観光レクリエーションの振興・交通アクセスの整備・流域連携の推進・県境を越えた広域的な交流と連携）の中の特に交通アクセスの整備に入ろうかと思えます。

交通アクセスの整備の方針としては、公共性・利便性・安全性・快適性を確保しつつ、楽しさを実感できることを示していますが、奥大井・南アルプスの核心部に至る主要ルートである寸又峡・光岳ルートは、道路の整備水準が低く、今後、新たな来訪者を迎えることによる交通量の増加や公共交通手段の導入に向けて、補修・改良工事等の対応がまず先決ではなからうかと考えております。これに関しては、経費負担等、まだ課題がありますので、どのような形で補修・改良工事の進展ができるか検討していかなくやならないと思っております。

そうした諸課題はありますけれども、今後、川根本町が南アルプスの南側の玄関口としての特性を生かすためにも、あるいはこれからの町の活性化の1つの大きな施策でありますエコツーリズムの考え方を軸とした体験型の観光を視野に入れますと、この奥大井というのは、日本、あるいは東アジアにも通用する魅力のある地域であるし、またそうした地域を目指すべきだと考えております。

例えば、奥深い自然の魅力に触れられるそうした、いわゆるネーチャーツーリズム的な利用、あるいは一般的な登山とは異なるトレッキング的な活用等、さまざまな活用をするためにも、この左岸林道というのは大きなポイントになると思っておりますので、行政といたしましても、さまざまな関係団体、あるいは所有しております国有林とも協議しながら、活用策を前向きに検討していく、それがまた地域の活性化につながると考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） バイパスについては、いろんな働きかけをされているということで、なお一層の強い働きかけをお願いするものであります。

町営バスについてお伺いいたします。

9月議会の答弁と全く同じというような答弁をいただきましたけれども、先ほど申しましたように、青部バイパスが完成してから考えるというような意味合いが含まれておりますけれども、それまでに5年も歳月がかかります。川根本町バス対策路線委員会を設置していただきまして、そこに両町を結ぶバスの需要、あるいは供給という面からも付託していただけないか。まだそこまでいっていないということでございますけれども、この交通機関に乏しい当町において、合併のきずな、そして合併の話が出たときに、旧中川根町には町営バスが走っているということで、当然旧本川根町の住民は合併した暁には、旧本川根町内にもバスが走るのではなからうかという期待が強くあったわけでございます。

9月の答弁より一歩進めて前向きな答弁をいただきたいのであります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的には、9月の時点と現時点で大きな状況の変化というのはございませんので、考え方には変わりはありません。

もう1回確認させていただきますと、町営バスに関しては、当然運行すればこうした地域特性から赤字路線であるということであります。そうしたことで財政的負担というのが今後長期にわたりますので、そこをしっかりと考えなきゃならん。

もう1点は、これは福祉タクシーでも同じ問題に突き当たっておりますけれども、こうした新しい公共交通システムを導入することによって、現在運行しているいわゆる民間のタクシー、あるいは路線バス等に大きな影響を与え、撤退という事態も想定されると。そうした場合、現在我々が想定している福祉タクシー、そして今後仮に実現した場合の町営バスというのが、現在民間が行っているサービスを全部網羅することが不可能であり、また全部網羅する場合には莫大なお金がかかってくると、そういう課題に直面しております。

もう1点、合併に伴って、例えば役場の機能が1点に集中した場合には、それを補う経過措置として町営バス等の運行も必要な場合もある地域も全国にはあろうかと思っておりますけれども、当町においては前から申し上げておりますように、総合支所、あるいは本所システムをとっておりますので、住民の基本的なサービスというのは、旧町の状態でサービスを提供できる状態になっておる。そういうことを考えると、こうした財政再建を行っている、あるいは行財政を行っている段階で、軽々に町営バスを走らせるということまでは判断しかなる状態であります。

こういうことを考えると、まず福祉タクシーで、例えば本当に困っている交通手段のない方々のまず手助けをすることが先決であり、今後行財政改革の推移を見ながら、あるいはこの経費は削ってでもそうした交通システムを整備するんだという住民の方々の意識の高まり、あるいはそうした判断が高まった段階で、その部分の経費を赤字路線バスに投入することも可能かと思っております。現在では合併に伴ってさまざまな要求が、あるいは希望が出ている段階で、それをすべて受け入れる状態にはないと私は考えております。

後ほどの質問でも出ますけれども、現在、行財政改革を行って経費の節減等を行っておりますので、そうしたことが一段落した中で、じゃそのある程度使い勝手が自由な資金が出た場合、それをどこに投入するのか、そうした町民の方々、あるいは議会の議論の成熟を待って、それがどうしても町営バスということになれば、そうしたことも必要かというふうに私は考えております。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 次に、交流事業で答弁をいただきましたけれども、川根本町主催のいろんなイベントの中という話もございましたけれども、旧町間の例えば藤川区と青部区、あるいは徳山区、崎平区、旧町間の区と区の交流、例えばハイキング、グラウンドゴルフ、輪投げ、また俳句、踊りなどの趣味の小さなサークルの交流、交換会、そういうものについて賞品代、記念品代の一部、あるいは会場使用料、茶菓子代等の支援をし、交流促進を図る



そんな手だてをお考えかどうか。小さなグループ同士で旧本川根町の住民と交流したい、そういうことによって一体感を増していくことが多々あると思いますけれども、交流促進になるような施策をお考えか、お伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） このことに限らず、これからのまちづくりというのは、行政と住民、あるいは地域、それと各種団体が連携・協働しながら進めていかなければならないというふうに思っております。したがって、その中で行政に特化すべき課題、あるいは住民と行政が連携しながら、ともに力を出す部分、あるいはどちらかという住民の方々がその地域の特性を生かしながら住民主体である事業というふうに、私は大きく3つに分かれていくのではないかと考えております。今言った交流事業に関しては、私は住民の方々が主体的にやる分野に入るのではないかと考えております。

行政の支援としては、例えば生涯学習等で支援を行っておりますけれども、その生涯学習もぜひ従来の組織だけではなく、各地区の交流も積極的にやっていただきたい。両地区が認めるなら、そうした予算の配分も予算の中でやっていただきたいというようなことも申し上げます。

したがって、ぜひそうした地区の方々からの積極的な対応の中で、そうした交流が進むものが一番本来の目的を達成するのではないかなというふうに思っております。当然町が主体的にやる行事の中でも、そうしたことをこの合併後の何年間というのは意識的にやっていかなければならないと考えております。議員が御指摘のとおり、そうした交流を促進するということが常に頭の中に置きながら、町の事業というのは展開していきたいなというふうに思っております。

また、地区に対しても、今後自主的な活動のための支援というのも制度的に考えております。その用途は決して物をつくるだけではありませんので、そうした事業等にも活用していただけるのではないかと。これはまだ制度ができ上がっておりませんが、そうした自治会が自主的に行う活動に対してはさまざまな形で支援をしていく、それがこれからのまちづくりではないかと私は思っておりますので、自治会なり団体が自主的にやっていきたいということに関しては、積極的に支援をしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） それから、左岸林道はいろいろ問題もあるかと思っておりますけれども、左岸林道自体が国有林ということでございます。これを調べていく間に、寸又左岸林道活用可能性調査報告書なるものがあることを知りました。これは平成16年3月に発行されております。本川根町の時代に調べたものであります。本当に詳しく調べて、今でも話がうまくいくものなら、利用できるテーマで調べがされております。この中で特に目を引きますのは、寸又川からお立ち台まで季節限定バスというようなことがありますけれども、そのような利用が可能になれば一番いいわけでございますけれども、森林管理所と町とこのようなことで

話し合った経緯はございますでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほども申し上げたように、寸又左岸林道の活用というのは、当町の今後のまちづくりの大きな1つのポイントになるということで、さまざまなルートを通じてこの左岸林道の活用についてはお話をしております。当然直接の管轄であります静岡森林管理所の担当並びに所長とも常に話をしておりますし、過日この大元締めである関東森林管理局の局長とも、この案件で協議をしております。

したがって、関東森林局全体というか、その局長以下、川根本町がこの左岸林道の活用に対して非常に強い意欲を持っている、あるいはそうしたいろいろなプランを持っていることは承知しております。

ただ、そのときも局長から言われました。やはり維持の問題、あるいはそうしたことについて、現在の国有林全体の経営状況を考えて、国有林が整備とかそういったことに関して、本来の木材搬出、あるいは国有林の管理以外の用途で整備することはなかなか難しいという言葉をいただいておりますし、私たちも、では町に移管されてあのルートをとりあえずさまざまな活用ができるように自力で整備するということも、大きな財政的な負担になりますので、そういったことで今後国を動かすだけのどのようなプランを我々が持てるのか、国も地域の活性化のために国有林をそうした活用をしていくんだという流れを起こせるのか、そういったことも同時にやりながら、何とか活用を図っていきたいという議員御指摘のとおり、ここに関しては積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、大きなポイントとして、地元の寸又峡温泉の方々、あるいは関連する接岨峡、そうした温泉関係、あるいはいわゆる幅広い意味での観光の関係団体のまちづくり観光協会等、そういった団体とも連携しながら、さまざまないろいろなツアーとか、そういった企画をしていくことも大事ではないかというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 本当にきれいな左岸林道でございますけれども、今整備のお話がございますけれども、現在、森林管理所では重機2台と職員2名、臨時雇用2名で、計4名で作業をしているわけでありましてけれども、重機のオペレーター2名もあと2年で定年退職ということになるそうです。その後の対応は全くわからないと。左岸林道はあそこのトンネルから40キロぐらいございます。金谷から本町ぐらいまでの距離が林道として伸びているわけでございますけれども、一たん林道を荒らしますと、あと回復するのに相当な莫大なお金がかかることが予想されます。

2年間は現状で整備されていくというようなことがわかっておりますけれども、退職してその2年後、その後、対応が本当に問題となります。その辺、森林管理所ともよく調整して、左岸林道を併用協定というようなもので、町、あるいは森林管理所、県、それぞれ費用を出し合って整備するようなことが必要になるかと思っておりますけれども、お伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ちょっと答弁がダブリますけれども、国有林としては林業生産活動のための、あるいは管理のための林道であります、それプラス観光資源的な活用を地元でやるというには相当な方向の転換になりますので、それを後押しするようなプランとか、あるいは実態というのを我々がつくっていかねばならない。ただお願いするだけでは、こうした財政状況が厳しい中で、林野庁としても、はい、わかりましたという状況にはならない。

したがって、今後町民の方々の協力、参加を得ながら、あるいは直接関係する地元の方々の参加を得ながら、具体的な活用計画、あるいはそれを裏づけるようなモデル的なそうした実証を行いながら整備計画というのをつくり上げていきたい。

これは県の企画部も大変ここに関しては重大な関心を持っております。静岡空港の開港、あるいは大井川流域の自然を守るため、あるいは活性化のためにこの南アルプスを生かしていきたいというのは、企画部もそうした考えを持っておりますし、それに関してはこの左岸林道並びに右岸林道の活用というのが大きなテーマになってきますので、今後ともそうした幅広い協力を得ながらプランを練っていききたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） この光岳の登山については、川根本町から登る人よりも静岡市、あるいは長野県の飯田市から登られている登山客が圧倒的に多いわけでありまして、今答弁の中でありましたけれども、なお一層の観光資源として開発することを望み、質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで、小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

次に、原田全修君、発言を許します。4番、原田全修君。

4番（原田全修君） おはようございます。

新町が誕生して1年余りが経過いたしました。この1年間の過去4回の私の一般質問は、合併後の新町の建設にかける町長の所信を総体的に伺うことによって、町民への町長のメッセージを伝える役割も果たしてきたものと、そんな思いがありますが、2年目に入りました今回からは、具体的に政策の内容の確認、意見の提案を交えながらの、いわば過去1年間の私の質問の再質問のような形で質問させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

過去1年間の中では、私は、当町の将来を展望するとき、地場産業である川根茶、温泉の振興はもちろんであります。町の95%を占める森林を資源とした産業の再生、創生に真剣に取り組むべき、待ったなしの時期にあるものと思われるというような触れ方をしてまいりました。これらの森林産業は、相互に補完し合いながら、当町の特徴を一層鮮明にした新たな活性化資源、それは環境、健康、観光、あるいは教育といった資源を生むことにも期待が持てるのではなからうかと思っております。

そのような観点から、森林を資源とした産業の再生、創生にかかわる3つの質問をさせていただきたいと思っております。諸策への予算措置を含めた現況及び今後の対応への町長の姿勢に

ついてお伺いをしたいと思います。

まず1番目といたしまして、森林資源の循環利用推進についての質問でございます。

2年前、平成16年静岡県森づくり百年の計委員会という委員会がありました。この委員会は、持続可能な森林整備システムの構築に向けた提言書をまとめました。市町村長の中では、杉山町長がただ一人選任されておりまして、成果を上げられておりますが、その中で森林資源の循環利用の提言には、循環利用体制構築のステップとして、原木市場等への新規参入事業体や異業種産業との連携強化、生産、流通構造の改革の必要性、また荒廃森林の再生事業を起こすための森づくり県民税の新設がうたわれております。

また、私の町長に対する6月議会での質問であります。町長からは幾つかのお話の中に、森林事業の振興には、1つには、ユーザーに直接接している工務店、製材関係、林業関係といった方々が利害を超えて組織をつくるのが大事かと思う。例えばという事例の中で、一般的な製材工場をつくるというようなことではなく、この当町の地域の特性を生かした、あるいは新しい分野に進出できるようなピンポイントの取り組みというのが今後必要であるとありました。

このようなことを踏まえまして、1つには、間伐の促進、間伐材の活用推進への取り組み状況、2つに、大井川材の市場拡大への取り組み状況、これらについて現況及び今後の対応への姿勢をお伺いしたいと思います。

そして、木質バイオマスエネルギー循環事業導入の検討に当たっては、必要条件でもあり絶対条件でもありますどこに留意するか、その留意点を確認させていただきたい。この3つの質問をお願いいたします。

大きく言って2つ目でございます。森林の多面的活用の推進についての質問でございますが、昨年12月議会の私の質問に対して、森林セラピー基地も検討を進めたい、あるいはその後の質問においても、森林セラピーについてはソフトの充実ということを求められており、健康の効果を実証するメニュー等が提供できるような仕組みづくりが必要である。当町としては森林を多面的に活用することが大事と考えているので、今後十分検討を重ね、対応を図っていきたいとの答弁がありました。これらを踏まえまして、森林セラピーロードの設定の取り組みのその後の状況、あわせて森林レクリエーションの振興の取り組み、これらについて現況及び今後の対応への姿勢についてお伺いをいたします。

大きく言いまして3つ目でございます。景観整備の促進についての質問でございます。

6月議会での答弁に、景観関係の補助事業等を取り入れ、景観伐採を進めるとともに、対応を考えていきたいという答弁がありました。また、9月議会において私は、静岡空港開港が平成21年3月に迫っていると。これらへの対応としてたくさんの課題、懸案がありますが、その中でも景観整備の促進について促しているという質問がございます。

この延長線になるかと思いますが、こういった点を踏まえまして、道路や鉄道、大井川鉄道、井川線からの景観の整備、それから既設林道の整備とあわせて景観の整備、それから

必要な景観間伐の促進、これらの現況及び今後の対応への姿勢についてお伺いをいたします。

また、自然環境や景観の保全に取り組む我が町としての内外にアピールする上にも、環境、景観保全のための条例の制定が必要ではないかと考えますが、これに対するお考えはいかがかということをお伺いをしたいと思っております。

以上、よろしく願います。

議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問にお答えいたします。大きく分けて3つの点の御指摘ございました。

まず、森林資源の循環利用の促進についての御質問であります。その中の間伐の促進、あるいは間伐材活用推進の取り組みでございます。

議員御指摘のとおり、間伐の促進については、従前より重要課題として事業推進をしているところでございます。既に御存じのように、林家の負担を低減するよう国、県の補助金に町費をつけ増しし、間伐を推進しております。今年度は298ヘクタールを実施済み、あるいは実施する予定でございます。また、今年度より森づくり県民税による森の力再生事業がスタートし、荒廃した森林の整備を進めております。今年度約20ヘクタールの森林整備が始まっております。

また、間伐材の活用でありますけれども、林道等の丸太柵等に活用しております。しかし、全体として材価の低迷が続いておりますので、搬出にかかる経費の採算が合わず、ほとんどが切り捨て間伐で活用されていない状況であります。今後は集材しやすい列状間伐の推進等を軸に、森林組合とも連携しながら高性能林業機械等の導入を図りながら、低コストで間伐材を活用することを考えていきたいと考えております。しかしながら、全体として材価が低迷しておりますが、どうしても搬出コストが合わないというそのジレンマを感じております。

当町の間伐の面積に関しては、他町に比べ相当進んでいるというふう感じておまして、今後とも間伐の促進に関しては、まず森林管理という面から、あるいは上流の町としての責任を果たすためにも、間伐はとりあえずやっていくというふうに考えております。

それから、大井川材の市場拡大の取り組みであります。国内の木材自給率が20%を回復するなど、全体としては明るい兆しが見えてきましたけれども、まだまだ厳しい状況が続いております。もう少し住宅建材として需要が拡大しない限り、活性化というのは難しいかなというふうに思っております。

そうした中で、本町においては、若者定住促進住宅の木造化、助成制度による木材需要拡大を図っております。こうした関係団体が協議する場、活動する場として中部流域林業活性化センターがあり、林家、建築業者等、木材関係者をメンバーとして需要拡大について協議しております。なかなか厳しい状況なので成果は上がりませんが、こうした各団

体が連携しながら需要拡大を図っていきたいと考えております。

特に、今後の需要拡大というのは、1つの町ですべてを行うというのはなかなか難しいかと思っております。例えば、大井川流域でいえば、下流の島田、藤枝と連携しながら、木材の生産地としての役割を果たしていく、こうした流域全体でそれぞれが役割を担いながら活性化を図っていくことが必要ではないかというふうに思っております。

私としては、来年度はそうした取り組みに向けて基礎的な調査ができないのか、どうした需要が下流にあるのか、それに対してどのような、例えば木材製品を供給していけば今後の需要が見込まれるのか、そうした基礎的な調査を各種団体と連携しながらする必要があらうか検討中でございます。

また、木質バイオマスエネルギーは既にさまざまな導入について検討を行っているところであります。これは9月、6月の定例会の答弁と重複することがあらうかと思えますけれども、木質バイオマスエネルギーの循環モデル事業につきましては、森林の再生を目指し、平成17年度間伐実績約400ヘクタールのほとんどが利用されていない、あるいは間伐材や製材端材等の木質資源からエネルギーを製造することにより、林産物の付加価値を高め、地域活性化及び公益的機能の向上を図るとともに、森林資源から生産される燃料を消費する循環システムを構築することを目的として、どのような導入方法があるのか今検討しているところであります。

課題としては、特に原材料の確保、そして工場建設と運営主体、採算等の課題があります。また、木質バイオマスエネルギー全体がどのようなエネルギー利用方法をしていくのか、そうした世界、あるいは日本の流れというのも十分検討しながら、どのような形でエネルギー化するかというのも十分に検討しながら、将来性、あるいは採算性を考えていかなきゃならないというふうに思っております。

ただ、基本的には、限りある化石燃料への依存を低減する意味からも、また地球温暖化防止、そういったことから、この木質エネルギーの利用というのは大きな地球的課題でありますので、率先して研究、実践をしていきたいと考えております。これが森林資源の循環利用についてのたまかなお答えであります。

また、こうした間伐材等を利用したいんだけど、間伐材を山から搬出していることの矛盾というか、そこに経費がかかることの矛盾に関しては、県、あるいは国レベルにおいて、あるいは私の所属している山村振興連盟等において、さまざまなルートを通じて国等へもそうした矛盾というのをお伝えしております。

今後こうしたエネルギーの利用、あるいは地域の活性化ということ、あるいは林業の再生に関しては、ただ木を切るだけではなく、その木を利用する部分においても何らかの支援措置がないと現状では動かない。こうした利用する施設を動かすためにも、最初の段階では山に寝ている木を動かすことに関しても支援をしていかないと動きませんよということは、どの段階でも申し述べております。

それから、大きな2番、森林の多面的活用についてであります。これも既に議員から御指摘を受けているとおりでございます。言うまでもなく、森林や自然環境がもたらす癒しの効果は多くの人に知られています。当町は全体の90%が森林で、新町建設計画でも癒しの里として皆さんに認識していただいているところでございます。

町としては、20年ぐらい前から、林道南赤石線周辺整備構想の中で県の観光施設整備事業の補助金等を受けながら、トイレ、あるいは休憩舎、道標、ベンチを設置して多くの方が利用できる歩道の整備を行ってきました。今では県内外からいろんな方に利用していただいております。

また、現在整備をしています接岨地区の湯彩香公園遊歩道も完成すれば、1,500メートルの歩道として利用していただくことが可能となります。また、接岨湖についてもカヌーツーリング等々について利用しているところでございます。

セラピーに関しては、議員御承知のとおり、国としてもさまざまな取り組みが行われ、ことし9月29日から10月1日の3日間、山形県の小国町において全国初の森林セラピー実践パイロットプロジェクトが開催され、さまざまな森の癒し効果について科学的な実証等が行われております。既に御承知のとおり、ことしの4月に小国町を初め全国6つの地域が癒し効果のある森林セラピー基地として認定され、現在各地域で一般向けのオープンを来年の4月に控え、森林整備からソフトの作成まで準備をしております。現在、来年の第3期の森林セラピー並びに森林セラピーロードの募集も行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、当町にはさまざまな資源がありますので、こうした先行事例を見ながら、どのような整備を行えばこうしたセラピーロードとして認定できるのかということ进行调查しながら、またその効果、費用等も検討しながら、検討をしていきたいと考えております。

また、さまざまな事例等を検証いたしますと、道路、歩道の幅とか、あるいは傾斜等さまざまな認定要件等もございまして、すべてが当町に合致するわけではありませんので、そういったことも検討しながら、基本的にはこうした森林セラピーの効果をうたいながら地域活性化につなげていきたいと思っておりますが、それが直接森林セラピー基地の認定になるかどうかは、まだ検討の余地があるかと思っております。

次に、森林レクリエーションの取り組みであります。これは先ほどの小藪議員からも指摘がありましたように、さまざまな資源がございまして、これについては従来も取り組んできたし、これからも取り組んでいきたいと考えております。

例えば、町は昭和39年に山犬段から板取山周辺の町有林を静岡大学と分収契約し、森林の育成を図っていただいております。その中でそうした専門家の方々から、森林レクリエーションの森には最適の地であるというアドバイスも受け、林道南赤石線周辺整備構想の中に盛り込み、尾呂久保周辺から山犬段周辺までの森をレクリエーションの場として整備し、自然観察会等を行い、多くの人に利用していただいております。また、平成3年からは旧本川根

地域をエリアに森林レクリエーション協議会を設立し、ハイキングコースの整備やハイキング等、大井川鉄道とタイアップし、森林レクリエーション事業を進めているところであります。

これからも交流人口の増加を図るためにも、このような森林、湖を利用した事業に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、景観についての御指摘でございます。4つの点から御指摘をいただいておりますので、景観整備の促進という部分と条例の制定ということで、2つに大きくくくって答弁させていただきます。

道路、鉄道等からの景観整備、既設林道の整備と景観整備、景観間伐の促進でありますけれども、関連しますので、とりあえず一緒に答弁させていただきます。

当町では、平成13年度から大井川鉄道本線、井川線沿いを初め観光客の多い林道沿い、不動の滝付近、白羽山展望台周辺、国道362号沿いの景観伐採、また河川についても流木の処理とあわせて景観伐採を進めております。本年度におきましても、井川線沿いの沢間地区、土本地区、奥泉地区、湖上駅、接岨地区等の景観林の整備をせずおか林業再生プロジェクト推進事業の補助を受けて実行しております。

今後におきましても、道路沿い、鉄道沿い等の景観整備は県の補助事業に採択していただき、進めてまいります。来年度、事業箇所としましては、寸又峡への沿道と国道473、久野脇地内を計画しております。

沢間地区から右岸林道ですが、県道川根寸又峡線までの延長約10キロの路線は静岡森林管理所の管理であります。そのうち町が池の谷、閑蔵集落があることから、森林管理所から貸与を受け、吉木までの3キロを管理し、残り7キロにつきましては森林管理所で管理しております。未舗装な上、急峻で落石等、危険度の高い林道では、現在迂回道路として利用許可を受けて使用する状況ではございません。

いずれにしましても、今年度より2年間で大井川流域、川根町、川根本町の景観形成について研究を進めていただく県戦略課題大井川の調査研究を踏まえて、今後この地域の景観の形成に努めていきたいと考えております。

それと、条例の制定でありますけれども、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会構築と地域特性を生かした自然との共生の確保に努めることは、水と森の番人として、川根本町においても非常に重要かつ有益なものと考えております。現在環境保全に関する取り組みについては、まず、庁舎内における環境負荷の軽減への施策について検討を行っている段階であります。景観については、景観への関心が高まり、平成16年6月には景観法が制定され、平成17年6月には景観緑三法が全面施行されました。

県においてもこうした変化に的確に対応し、より積極的に景観施策を推進するため、都市景観のみならず、農山村漁村地域や森林も含めた県土全体の景観形成を考え、基本指針、それを実現するための方策を示すことを目的に、平成18年3月、新静岡県景観形成ガイドライ



ンが策定されたところです。

それぞれの地域に合った景観形成を推進する動きが活発になっている背景のもと、川根本町のすぐれた自然環境や生活環境を維持・保全・創設していくために、景観保全に配慮した施策展開を行っていく必要があると考えております。

今後は環境・景観保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、良好で快適な環境の創造に資することを目的として、条例制定なども視野に入れ、環境・景観保全についてのルールづくりに取り組んでいくことが必要であると考えております。特に、景観というのは幅広いものでございますので、行政はもちろんのこと、町民全体の理解・支援・意識共有がなければ景観形成は進まないと考えておりますので、こうした条例制定というのは必要なことと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） それでは、具体的に質問させていただきますが、まず、森林資源の循環利用推進における間伐の促進、間伐材の活用推進、これについてであります。町長の答弁にもありましたように、コストが相当かかるということから、なかなか活用が進まないというようなお話もございました。

私は、やはり資源の循環利用ということになりますと、こういった間伐された木がどのように使われていくかということがやはり大事なことであって、後ほどの木質バイオマス、こちらにも関連してくるわけなんです。こういった伐採、集材といった作業にかかわるコストをいかに低減するかという中で、私なりに今の、例えばこういった大型重機、今使われ始めておりますが、何とか川根地域にも活用できる重機がないのかというように思っていたところ、実はこれはまだ開発中ではありますが、今年度中には開発されるということを知っておりますけれども、浜松の方に、非常に最新鋭の集材装置を今つくっているということで、これは林野庁との共同開発だと。

こういったようなものを導入、あるいは導入を関係者に推奨することによって、間伐作業の、あるいは集材作業の作業効率を高める。そしてまた、こういった新しい効率のよい機械を採用することによって仕事への魅力づくり、若者の就業を誘導できる、こういったような効果もあろうかと思っております。

そういう意味で、そういった新鋭機の導入とかというようなことを今後図っていく必要があるかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 間伐の推進並びに間伐材の利用促進に関しては、さまざまな研究、あるいはアプローチがなされております。間伐材の利用に関しては、間伐方法の検討ということで、現在列状間伐のシステムというのが注目をされ、実証段階に入っております。

また、高性能、低コストに関しては林道密度を上げるということで、林内路網の整備とい

うことで、幅のある程度限られた道を林内に入れて、グラップル等の重機を森林内に入れるという仕組みが、これはもう実行段階に入っております。

その中でどのような機械を入れていくかということに関しては、地形等によってさまざまな機械がございますので、その地域特性に合った導入が行われております。議員が御指摘のような新しいロングアームグラップルというのに関しても、地域特性の中で、ある程度平坦地の中では重要な戦力になるかと考えております。また、当町のように急傾斜地に関しては、架線系のスイングヤーダー系の重機の活用が1つのポイントになるのかなというふうに思っております。

間伐に関しては、先ほど議員が御指摘のとおり、国も相当な試験研究を行っておりますが、そうした成果を得ながら、森林組合等も機械の導入等も現在検討中ではございますので、そこへ補助金等の支援をしながら、そうした地域の間伐材の利用促進を図っていきたいと考えております。

いずれにしましても、工場と条件が一致するところの低コスト化とは違って、森林というのはさまざまな地形、あるいは条件、あるいは年齢、木の状態も異なっておりますので、地域特性に合った低コスト化を図ることが大事です。そこがまた逆に難しいところであります。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） やや違った観点から間伐の促進という提案をしてみたいと思うんですが、荒廃森林の再生ということで森づくり県民税がつくられました。これには1つの条件が課せられているということなんですが、こういった条件をどうクリアするかということは課題なんですが、やはり間伐が促進されて山がよみがえってくる。そして、間伐が促進されることによって、先ほど来私が言っておりますいろんな形の多面的な活用ができる。レクリエーション、スポーツ、いろんなものにも活用できるということになりますと、荒廃森林の再生で使われる森づくり県民税は、相当山の中でなければだめだというようなイメージが今あるような感じがいたしますが、むしろもっと景観間伐というようなところで、こういったようなものが活用できないのか。

そうすることによって、集材産業の方も楽にできてくるといいですか、先ほどの新鋭機械の導入なども容易にできる、こういった利点もあろうかと思えます。荒廃森林の森づくり県民税の扱い方について、そういった点での提案をしてみたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 森づくり県民税に関しては、私も2年半の協議の中でゼロから県民税がスタートするまでずっとかかわってまいりましたけれども、基本的な認識として、森林に公益的機能があるとはいえども、私的財産に関して税金を投入するのはいかがなものかという、そういった点からスタートした経緯がございます。

しかしながら、森林の公益的機能、あるいはこのまま放置するとこれが、基本的には私有財産であるけれども、非常に大きな影響を与えるということで県民税が制定され、年間8億7,000万円程度の財源を確保した経緯がございますので、現状では、今までの経緯を踏まえると、そうした経済活動ができない遠くの山を救うんだというような基本的な認識がありますので、現時点では景観伐採等の活用は無理だと考えております。

しかしながら、これは5年で見直すということが前提条件になっております。これは我々にとっていい意味でも悪い意味でも見直すということでございますけれども、そうしたところの1つがポイントと、もう一つは、御承知のとおり、8億7,000万円というのは策定当時の経済状況を見た金額でございますので、現時点、県の財政当局に問い合わせたところ、結果、年間8億7,000万円以上の資金になるだろうということになります。

そうした場合、プラスアルファの部分をもどのように活用するかというのは、当然現在の仕様に入るのは当たり前ですが、今後1年、2年が経過する中で、財源的な余裕を新たな需要に向けるということも可能ではないかというふうに思っております。

したがって、地元としては、今年度初年度の経過とか、あるいは応募状況とか実行の成果をしっかりと提供しながら、もう少し幅広い使い方ができないかというのは、これは当然山側としたら当初から持っていたことでありますので、これを積極的にさまざまな分野で訴えていきたいと考えております。

私も、現在森林審議会の委員でございますので、そうした公的な場でもこの森づくり県民税の用途に関しては幅広く発言をしていきたいと思っております。ただし、林業関係者ということは当然、あるいは山側の人間を今議員が御指摘のことは十分理解してはおりますけれども、やはり相手は直接森にかかわりのない県民全般でありますので、山側の理論だけでは物事が進まないということでもありますので、山側の実情を事細かく説明しながら理解を得る努力を今後ともしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 山側の理論と里側の理論と違うということはあるかと思いますが、実は私は里側の人たちの声をつい最近も聞いてきているわけなんです、私たちは年間400円の税金を払うことになりました。しかし、寸又峡へ行く途中、山が汚いですね、景観間伐がどうしてもできないんですかねと、こういう話がありました。私たちが出す税金は、もっと目に見える形で使ってほしいというような素朴な里側からの声があります。私も同感です。

景観間伐といいますと少し身勝手な言い方のような感じがしますが、景観が今汚いということは、実は、荒廃森林的ななかなか伐採ができないとかという、そういった困難性があるために今まで進まなかったということになりますと、森づくり県民税が使われる1つの条件の中にすっぽりと入ってくるのではないかと思いますので、そういった点も含めて、ぜひお願いをこれからもまた町長の関係機関への働きかけをよろしくお願いしたいなと思っております。また、使い方については、どういうふうに申請していくのか、その辺の申請の仕方も

あろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

大井川材の市場拡大への取り組みの方へいきたいと思うのですが、実は私がここで提案したいのは、中国市場というのが今あるということ、実は私の友人でもあります浜北の林業組合理事長の方、あるいはその友人の方から聞いております。実は、私の友人はこの川根材を何度か既に中国へ送っている。川根の間伐材を送っているということでもあります。間伐材であれば相当な市場性もあるというふうにも彼らから聞いております。今後の市場拡大の戦略がそこに潜んでいるのではないかなと思っておりますが、その辺についてはどう考えておられるのか、よろしくお願ひします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 想定外の御質問をいただきましたので……。

基本的に中国に対する木材輸出というのは、日本の林業界にとって1つのビジネスチャンスととらえているというふうな向きもございます。特にそれを積極的に行っているのは、当然地理的な条件から九州の宮崎、あるいは熊本あたりが積極的に行い、また中国地方、日本海側のところも、あるいは瀬戸内海沿岸の広島あたりでも行っております。

もう一つは、私が思っている課題に関しては、中国の場合、住宅工法がいわゆる柱材というものではなく内装材に使われておりますので、ある程度樹種は問わないと、短い材でもいいというような形で、当時1年ぐらい前の私のデータだと、やはり立米当たり5,000円程度の材価で輸出されているということになっております。そうすると、どんなに現時点で頑張っても、間伐材を山から持ってくるコストというのが通常だと8,000円、あるいは1万円くらい、低コスト化にしても5,000円から6,000円というレベルでございますので、採算には合わないという、そういった基本的な課題があろうかと思っております。

ただ、全体的には、木材の輸出に関しては、地球環境保全のために現在違法伐採を防ごうということで、適正に管理された山から搬出された木材を世界の流通機構にのせようという流れが、世界の木材関係者の共通認識になりつつありますので、正直申し上げて、まだ世界には違法伐採というのが横行しております。そういう意味では、日本の場合は完全に管理された山からの搬出ですので、ビジネスチャンスはあろうかと思っておりますが、現時点ではそれ以上の認識はちょっと持っておりませんけれども、例えば大井川港等、近くにもそうした港がございますので、今後の情報収集は常にしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 答弁の先に、想定外というお話があったものですから意外だなと思ったんですが、実は中国市場などというところへの市場拡大ということは、質問の中に入れさせておいてもらいましたので、もうちょっとおもしろい話が聞けるかなと思ったんですが、実は、私なりの彼らからの情報をもとに調べた状況では、今、町長からお話がありましたような宮崎県が先進県であるということは聞いております。

宮崎県は、年間100万立方メートルの木材を中国の市場へ向けて輸出していきたいという

ふうに計画をしておるということですが、中国市場は現在年間2,000万立方だということのようです。宮崎県の取り組みはすごいなという感じがいたしますが、静岡県の素材生産量は42万立方ということで、こういった数字があるようです。それに比べるととても太刀打ちできないかなという感じもいたしますが、現在町長が言われた単価の面でいいますと、杉30センチの末口で長さ4メートル、これ宮崎港渡しで1,000元、これは1万6,000円相当だと、こういうのが1つの数字として今出ております。この辺をねらってやっていきたいと。

私の友人が言いますのは、この静岡県には御前崎港、あるいは清水港、ここには外材が入りしてある。こういう船が入りしてあります。こういう船をチャーターして上海あたりへ運んでいくということになると、びっくりするぐらいに値段は安いよという話をしておりました。こういったようなこともあるものですから、川根材の間伐材を中国に輸出ということも夢ではない。ビジネスチャンスというよりも夢ではない。また、根玉と言われる日本では切って捨ててしまうようなものも、コンテナへ積んで入れれば、これまた輸出もできるという、これは私の友人が実際にやっている話であります。

こんなことを含めて、こういった点もぜひ取り組んでいただきたい、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） まちづくりの仕方について小籾議員のときに説明しましたけれども、行政がやる分野と、あるいは民間がやる分野、あるいは協働してやる分野、さまざまな分野があるかと思っております。こうした中で、新しいビジネスチャンスの開拓というのは、どこまで行政がかかわっていくのかという部分に関しては、行政も人材にも資源にも限りがありますので、そういった部分も十分検討していかなきゃならんというふうに私は思っております。

例えば今御指摘のように、中国に対する木材輸出という分野が、現時点で行政が積極的にまず最初に音頭をとってやるべき分野かというのは、若干私もそれだけのことに関しては、行政としては力不足ではないかというふうに思っております。ただ、そうしたいろいろな連合体の中で行政が入って、その中のさまざまな分野を担うということはあるかと思えます。ただ、そういった機運が、例えば先ほど言った活性化センター、あるいは大井川流域全体で上がってくることがまず先決ではないかというふうに思っております。

それと、地域特性が木材の場合はありますけれども、九州の場合は非常に機械化が進んでコストを下げられている、地形的にも緩やかな山が多いということで、そういう意味ではそういった特性を生かして中国という市場をねらっているのではないかと。また、静岡には静岡の中京圏、関東圏を控えたそうした木材の活用の仕方というものもある。もちろん海外、さまざまな地域特性を生かした取り組みが地域全体、あるいは官民挙げて取り組んでいくことが必要ではないかと思っております。

いずれにしろ、私も材価に関してはまだ今の情報は入っておりませんでしたので、そうい

ったことも含めて行政としても情報はしっかり集め、それをまた地域の関係者に流していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 森林資源の循環利用推進ということは、私は先ほど伐採、集材の効率向上だとか、あるいは若者の就業が誘導できる仕事への魅力づくりだとか、いろんな角度からこれは取り組んでいかなきゃならないと思っているわけなんです。中国市場というものもあるよというのは、実は、山を動かす、山が活性化できるということは、どこへ市場を求めていくかということに尽きるだろうと思うんですね。そういう意味でここは逃してはいけなないと。

ですから、川根本町で独自で取り組みという話ではありません。当然ながら、国、県、そういったところとの情報交換をしながら、むしろ国、県からの支援をもらいながら進めていくという形がいいかとは思いますが、積極的にこちらから突き上げていく、提案していくという姿勢も大事だろうということで提案をしたわけでありませう。

次に、木質バイオマスエネルギー循環事業導入の検討ということでの留意点、これについて、もう少し私なりの質問を繰り返させてもらいますが、私はバイオマスエネルギー循環事業ということになってまいりますと、これは相当な投資というものが伴ってまいります。ですから、投資に対する効果というものが、これが図られるものがそこになくってはならない。投資に対する効果の尺度、そして目標、こういったようなものを明確化していく必要があるかと思うんです。

本来の循環、山の活性、再生が図れるという林業の振興、これがまず最初になれば意味がない、そのように思います。森林の多面的活用による雇用の拡大というものも次には出てまいりませう。そしてまた、そういったものが動くことによって地元商品が増加するとか等々の、総合的に見た地域経済の向上というところがそこに派生してくるのでなければ意味がないというふうに思うわけですね。そういう意味で、どのようなところに効果の尺度と目標を置いているのかということをお尋ねしたいということでありませう。その点についてはいかがでございませうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 木質バイオマスエネルギーに関しては、議員御指摘の効果という面では、森林の管理の促進、あるいはそれを伴う林業の活性化というのが1つの大きな目的だと私はとらえております。

もう一つ、それと同時に、こうした地球環境問題、あるいは二酸化炭素の削減ということで、そうした地球的な課題に対してもこの地域が取り組んでいく、あるいはそれぞれの地域資源を生かしてそれに取り組んでいくということで、我々としては森林という資源を持っておりますので、それをエネルギーの転換、二酸化炭素の排出削減、あるいは吸収について提案していく、そういった地域だということ全国にアピールすることも、この木質バイオマ

スエネルギーの循環利用の大きな目的だというふうに考えております。

すべて投資額が100%回収できるかどうかと、そこまでは非常に微妙なところがありますけれども、その地域経済、あるいはそうした基本的な物事の考え方に対する実証事例として、大きな意味があるのではないかなというふうに思っております。

それから、もう1点は、このエネルギー事業の推進理由としては、明確に相手先という、今回の場合は矢崎総業という企業でありますけれども、そこの連携というのを重要視していきたいと考えております。川根本町はこうした小さな町でスタートしましたが、全部が川根本町だけで完結するわけではない。小さな町だからこそ流域の方々、あるいはさまざまな関係団体、あるいは企業、あるいは国、県もそうですけれども、連携しながらまちづくりをしていかなきゃならんと考えております。そういう意味では、一緒に共同研究をしようという大きな企業があらわれたことは、今後の地域づくりにも大きな影響があるかと思っております。

経済効果でいえば、もちろん山を活用するというのもそうでありますけれども、矢崎とさまざまな森づくりの連携とか、あるいはそうしたボランティアの方の受け入れによってさまざまな交流人口の増大を図った経済効果というのも生まれてきますので、そうした連携を密にしたいということも大きな目標の1つであります。

ペレットに関してはずっと検討してきましたけれども、議会を含めて町民の方々に対して納得できるだけのデータを提供できないということでもありますので、今後ともそういったことについてプランも含めてさまざまな検討はしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 私、もう一つの留意事項といいますか、必要条件としまして、国とか県からの支援がどれだけ得られるかということがやはり条件になるだろうと思います。これは財政的な支援だけではなくて、もっと違った形の支援があるかもわかりません。多分あると思いますが、そういったものをどのように、要するに国や県を味方に引き込んでいくのかという、そういうものが大事なことになるのではなからうかと思っております。

私どもの町は、山があるということだけでも、ここを守っているということだけでも地球環境の保全だとか、あるいは水源涵養、森林保全と、こういったようなところで自然的に地球規模の貢献をしているというような評価があっただけではなからうかというふうに思います。木質バイオマスエネルギー循環事業というのは、そういうことがあるからこそできていくんだということを国、県にもしっかり理解をしてもらう必要があるかと思っておりますが、今、国とか県に対しては、どのように町長の方はアピールをし、どのような理解を得られているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 国全体としては、エネルギー転換事業、あるいは地球温暖化防止ということで大きく動いておりますけれども、例えば、今我々が研究している木質ペレットに関

して言えば、木質ペレット利用推進対策事業というのが林野庁の中にございまして、さまざまな研究が行われております。平成11年ごろには全国で3施設のペレット工場が、17年度末現在で25施設までふえております。生産量も約1万2,000トンまでふえてまいりましたけれども、そうした中でさまざまなペレットの規格の違いが出てきました。

したがって、今、平成19年度としては、ペレットの規格を統一する作業に林野庁として取り組んでおります。また、その中でさらに規格化した上で、そうした需要拡大を図っていきたいと考えております。平成18年度はもう既に25施設よりもふえておりますけれども、現時点では確定したのは17年度の25施設でございます。

さまざまな各地域のそれぞれ特性を生かしたペレットをつくってしまったため、規格の統一ができない、一般的な機器の普及に障害があったということで、規格の統一を図っているところであります。

また、補助事業等に関しては、木質バイオマス供給施設整備、あるいはエネルギー利用、例えばストーブとかボイラーの施設整備に対する補助2分の1並びに一般の場合は3分の1の補助が現在も継続しております。当然こうしたことも研究をしております。

また、県の動向ですけれども、県としては現在県の戦略課題として、この木質エネルギーをやっておりますけれども、中心課題としては、ペレットの場合にはやはり長距離の移動というのはコストがかかるということで、電力に換算してという研究が行われております。県の施策としては、木質を電力に転換していくということでございます。その研究が行われています。

それにつきましても、どうやって原料を集めてくるかに関しては、その課題がありますので、すべて廃材ばかりではございませんので、そういう意味では、原料を集めることに関しての、間伐材利用に対しての支援制度ということも、県の林務等でも検討はしていますけれども、そこまでまだ踏み込んだ方向性、結論は出ておりませんので、先ほど言いましたように、地元からもそういった部分に対しても支援というのを呼びかけていきたいと考えております。

当町におきましても、ペレットのコストがどうしても合わないという場合には、規模の問題とか、あるいはどのようなエネルギーに転換していくかということも、1つの大きな検討材料になっていくだろうと思っております。これはまだペレットの1つの結果が出てからの先の話でありますけれども、そうしたさまざまな検討は今後ともしていかなきゃならないというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 私は、県からの具体的な支援というものがどのぐらいのものかなというふうに非常に気にかかるところでありますので、お聞きしたわけなんですけれども、もう少し具体的なバイオマスエネルギー循環事業に対する支援というものを取りつけるということも、大事なこれからの作業ではないかと思っております。ぜひそういう後ろ盾のしっかりした事



業展開というものを計画していくようお願いをしたいというふうに思っております。

時間もなくなってまいりましたので、次の方へ進めさせてもらいますが、森林の多面的活用で、私はしつこくセラピーロードの話を見せてもらいますが、これにつきましては、実は静岡産業大学の田畑和彦さんという助教授が、接岨周辺のセラピーロードコースを推奨しております。センスが全く同じだなというふうに私は思って、田畑先生のところへも話を聞きに行ったことがあります。奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想としても、接岨湖周辺、この辺のところは非常に魅力的な土地になるだろうと思っております。

先ほどの間伐材にも触れてまいりますが、間伐材の利活用というものをこう考えていったときに、セラピーロードのコース設定だとか、あるいはその周辺に設備をしなければならないといいますが、した方がよいと思われるいろいろな木を使った構造物といいますが、そういったようなものにもこの間伐材が使われる可能性があるというふうに思っております。

町長の答弁では、今後費用対効果を検討しながら進めていきたい云々とありましたけれども、このセラピーロードというのは、認定されるされないにかかわらず、今後必ず必要になってくるコースだろうと思っておりますので、こういった間伐材を使うというようなことも含めて、ぜひセラピーロードをつくっていくという姿勢を打ち立てていっていただきたいというふうに思います。その点、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） セラピーロードという言葉が先行して、議員は違うとしても、イメージとしては道というふうに思っている方もいるかと思いますが、セラピーロードというのは1つの概念でありますので、それに付随するさまざまな受け入れの態勢、あるいは宿泊施設も含めて、健康を増進するためのアドバイザー的な、あるいは指導する人間も含めてさまざまな取り組みの中で認定されていくものだということであります。

したがって、私は、これは、森の癒し効果というのを全面的に出して、この川根本町をアピールすることは大事だと思いますので、さまざまな条件整備というのはこれからもやっていかなきゃなんというふうに思っております。もちろん歩道の整備、あるいはそうした地域全体でそれを受け入れるようなさまざまなおもてなしの整備というのも行いながら、その中で1つの組織のあり方としてセラピーロードの認定、あるいはセラピーロードの基地があるかどうかと思っております。

私は、これからのこの地域の活性化というのは、幅広い意味でのグリーンツーリズムの浸透だと思っておりますので、その大きな中に当然こうしたセラピーという認識の仕方、あるいはその活用の仕方はあるかと思っておりますので、今後とも幅広い意味での施設整備というのは行って、可能ならこれを活用する、あるいは幅広い意味でのグリーンツーリズムの中でこうしたことを意識しながら交流を図っていくというふうに活用していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 大分時間もなくなってまいりましたので、最後の景観整備の促進ということで、先ほど小藪議員の方から寸又川左岸林道の整備という話が出されまして、それへの現況が町長の方から説明がありましたが、その中で右岸林道というお話があったんですが、私の言っている右岸というのは、沢間上流の寸又川右岸、ここは寸又峡観光者の周回道路となり得るということで、かつてはここを使った迂回道路として観光シーズンの渋滞対策をやっていたところではありますが、実はこここのところをそれなりに私なりに歩いてみますと、寸又川がすぐ下に見えるはずなんです、今は密集してしまってきれいな川がなかなか見えなくなりました。

しかし、この辺のところをもう少し整備をすることによって、やはり新しい名所といいですか、お客さんに提供できる場所がここにつくれるのではないかと、また交通渋滞対策にも寄与できるというようなことから、寸又川右岸沢間上流、この整備ということを提案したいというふうに思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどお答えした沢間地区からの右岸林道の話ですけれども、なかなか厳しい道路状況でございますので、それを整備して安全を確保しながら利用するところまではまだいいない。ただ、大きな資源であることは間違いないわけですので、優先順位をつけながらやって、迂回路ということで利用した経緯も、昔はあったかもしれませんが、現時点ではそういう状況ではないと認識しております。やはり安全性という部分もございまして、どこをポイントにやるのか、そこら辺もしっかり議論しながら、林道の活用を図っていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 今の道路の件なんです、寸又峡の観光客の出入りにつきましては、観光シーズンは渋滞で大変なことになっているということをご承知だと思っております、そういったものに対してどのように対応していくかということも大事なことであります。あわせて私はこの景観整備というものとつなげて今提案をしたわけです。

実は、最近、静岡市の市議員のある人と話をしたところ、井川へ抜ける閑蔵林道、この林道整備には1.5車線整備構想というものを打ち出して、それに向かって計画をつくって進めているところだというふうに聞きました。私は、寸又峡へ行く道路につきましても、本来なら2車線という規模を持っていると思いますが、そこまでいかないのなら、せめて1.5車線、あるいは今のように落石ですか、これで危険だということでは、こういったものは何らかの対応ができるのではなからうかと思っておりますので、ぜひこの辺についてももう一度考えをしていってほしいなというふうに思っております。

その点については、もう一度お伺いをしていきたいんですが、寸又峡への現在の渋滞対策、この辺もあわせてどういうふうに今後考えていくのか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの右岸林道に関しては、管理が森林管理所という部分もござい  
ますので、そこら辺の問題もあろうかと思えます。また、私としては、例えば落石で車両、  
あるいは人身事故が起こったということに関しては、それだけで川根本町全体のこうしたイ  
メージダウンにもなりますので、また当然行政としてイメージダウン以前の問題として、人  
間、あるいは住民、あるいは観光客の安全を確保することが大前提であります。そういった  
ことの中で、それを大前提としながら活用を図っていきたいと考えております。森林管理所  
とともに、今、非常時の場合の運用等は協議しておりますけれども、日常的な活用について  
はまだまだ課題があるかと思っております。

渋滞対策については、例えば道路の拡張に関して2車線を要望するようなことは、当然状  
況等を考えて現在でも行っておりません。1.5車線でよければ、それをまず整備促進のため  
にお願いするという方法はもう従前からやっております。渋滞対策については、現在交互通  
行という、いわゆるそうした対処療法はしておりませんが、バイパスの整備の促進と  
か、あるいはいろいろな駐車場の設置の仕方とか、そういったパーク・アンド・ライドとい  
ういろいろな仕組みをしながら、対策は地元の方と協議しながらやっているところでござい  
ますけれども、抜本的な対策まではいっていないのは、議員御指摘のとおりであります。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 森林管理所の管轄だということで、それなりの話は今までされてきた  
ということなんですが、さらにそういう今のような私が述べてきましたような背景があるとい  
うことから、もう一度寸又峡温泉対策ということも含めて、ぜひ検討を進めていかれるよ  
うにお願いをしたいと思います。

最後に、環境・景観保全のための条例の制定ということの提案につきましては、既に庁舎  
内でも検討を開始されているということで、うれしいことと思えます。ぜひ世間に名立たる  
川根本町をPRしていただけるような条例をつくっていただきますようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせてもらいます。

議長（佐藤公敏君） これで、原田全修君の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

澤畑義照君、発言を許します。5番、澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 澤畑でございます。

通告書に従って、子供にかかわることで2点質問をさせていただきます。

私も過去に教育行政にかかわっているということで、これから質問することにつきまして、大変責任を感じているところでございますけれども、いろいろ地区住民の意思を反映するという意味でお願いしたいと、このように思っております。

まず1点目でございますけれども、児童・生徒の安全な通学方法の改善についてでございます。この点につきましては、本年4月から、私も崎平なので大変質問しにくい点もあるんですけれども、崎平区住民にかわって代表としてあえて質問させていただきます。

何回となく保護者会を開き、区の役員会の中でも討議し、通学補助金の交付要綱の規則です、これについてはある程度矛盾があるんじゃないかと、こういうふうなことが出てまいりまして、要望書も教育委員会、また町長の方へも提出してきたところでございます。

ところが、現在、大半が満足した回答もなしと、凍結しているような感じで何とかならないかなというようなことで、保護者の方ももっといい回答が得られるようお願いしたいと、こういうふうなことございまして、合併した時点で、今までは旧中川根、本川根でそれぞれの規則をもって安全な通学方法を考えて実施してきたわけでございますけれども、大変内容によっては非常に難しい点もあるんですけれども、基本的には安全な通学の視点、これを大事にして、要綱とか規則とかというようなことではなくして、子供たちを安全に登校させる、守っていくという視点で、当然通学補助金の交付要綱にも関連してくるわけでございますけれども、どのように見直して、特に安全通学の視点を大事にした見直しをどうしていくか、改善するのか伺いたいと、このように考えているところでございます。

それから、2点目でございますが、皆様御存じのように、社会問題になっております、また教育現場で大きな問題として危機意識を持っているわけですが、児童・生徒の不登校、そしていじめ等の問題、その現状と対策についてでございます。

北海道、それから福岡県、岐阜県等を初めとして、国内で大変痛々しいいじめによる自殺が起きてきているわけございまして、これを何とか国でも歯どめをしようということで、いろんな対策を練っているところでございますけれども、本町の場合、こういう山間地域でございますので、これといった目立たない状況の中にあるわけですが、えぐっていけばどうでしょうか。その辺を町の教育委員会、それから各学校ではこの現状をどのように受けとめているか、そして、対策を立てて具体的にどう実践化しているかということで質問したいと、このように思います。

私の認識の中では、本町の小・中学生がいろんな面で大変すばらしい活躍をしている。大変教育の成果が上がっているという認識の中で敬意を示しながら御質問させていただきたいと、このように思います。

1点目のつけ足しですが、崎平区というようなことで盛り上がってきたわけですが、崎平区ということではなくして、川根本町全体の通学路の見直し、そういったことをベースにして回答をお願いしたいと、このように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの澤畑義照君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。  
町長（杉山嘉英君） 澤畑議員の御質問にお答えいたします。

通学方法については私の方から、不登校、いじめ等の現状対策については教育長の方から答弁させていただきます。

児童・生徒の安全な通学方法の改善についての御指摘であります。

合併後広範囲になった通学区域の安全性の確認及び通学方法について、その現状を調査しました。その中で、見直し、改善した主なものとして、北小と南小の統合に伴い、接岨線としてスクールバスを導入し、平成18年度から運行しました。また、来年1月からは、坂京、平栗地区の児童・生徒についてもスクールバスの運行を予定しております。

次に、下長尾区の事業主体で通学路の危険箇所の改良工事を進めております。内容は安全策、凍結箇所改良工事です。場所は中川根南部小学校体育館裏手のところでございます。そのほか、中中、中央小の通学路安全確保として、黄色の注意表示ラインを引き直しております。

このように地域の皆さん方から児童・生徒を見守っていただき、献身的に安全確保に取り組まれている姿に感謝しております。いずれにしましても、毎年児童・生徒の変更、道路網の整備等により条件が変わってきますので、保護者、学校等の御意見、地域の実態等を踏まえ、常に見直し、改善を図ってまいりたいと思っております。

次に、遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の見直し、改善について答弁いたします。

議員御承知のように、両町の合併すり合わせで、遠距離通学費補助に関しては、児童・生徒の通学費補助基準をそれぞれ有利な方に変更いたしております。特に大きく変更したのが、遠距離通学補助対象の通学距離でございます。近隣市町や国の基準を大きく下回り、対象距離が児童の場合、国の基準4キロメートル以上を2.5キロメートル以上に、生徒の場合、国の基準6キロメートル以上を4.0キロメートル以上と変更しております。

そのほか遠距離通学該当者でバス、電車等の利用者は、定期代のうち保護者負担小学生月額500円、中学生月額1,000円を除いた額を補助しておりましたが、利用交通機関の全額を負担するよう改善いたしました。

このように、遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱については、合併後見直し、改善した経緯がありますので、現在のところ見直す予定はございません。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 澤畑議員の質問に答えます。

児童・生徒の不登校、いじめなどの現状と対策はいかにということですので、不登校といじめと分けて述べたいと思います。

まず、不登校ですが、不登校とは病気や経済的な理由でなく、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景によって児童・生徒が登校しない、あるいはしたくとも

できない状況にあることというふうに文部科学省では規定しています。そして、年間30日以上の欠席者を計数しております。

全国の不登校児童・生徒数は、平成14年度約14万人と報告されています。その後わずかながら減少傾向にあったのですが、総児童生徒数当たりの数では、わずかに増加の傾向であります。本町の現状は、本年11月現在、小・中学校合わせて4名おります。しかし、そのうちの2名は比較的軽度の不登校であります。

対策ですが、どの学校でも、子供の学校生活を充実し、楽しい、学校へ行きたい、居場所があるよう心がけています。朝、校門で子供に声をかけたり、気になる子供については積極的に働きかけたり、休みがちの子供に対しては時を置かず家庭訪問を実施したり、スクールカウンセラーに相談したり、時には不安なことはないかアンケート調査をしたりは、その具体であります。

子供が不登校状態になると学校の職員は大変な苦勞をします。まさに昼夜をたがわず対応に追われるのが実情です。不登校になった子供に対しては、学級担任や養護教諭、カウンセラーが家庭訪問をしたり、医療機関、専門の関係機関などと連携をとりながら対応しています。不登校の要因は、学校生活に起因する型、遊び非行型、無気力型、不安など情緒混乱型、意図的な拒否型、複合型、その他などさまざまであり、それぞれに対する対応・対策も一様ではないのが実情です。

次に、いじめについて申し述べます。

いじめは、人類発生以来、洋の東西を問わずあり続けたもので、現在もどこにでもあり、未来においても人類が存在する限りあり続けるものだと考えます。過去の組織的、意図的、継続的な人種差別・民族差別や人権侵害、封建制度の中で多くの者が、いじめの範疇をはるかに超えて虐げられてきた現実があります。社会制度の中で生きる子供ですので、その影響が子供に出るのは当然の成り行きです。

さて、いじめはないにこしたことはありません。なくするよう努力は最大限にしなければなりません。しかし、学校や子供の間で、からかいやちょっとした言い争い、意地悪などは、日常茶飯事としてあります。それらはいじめとして大きく取り上げることはなく、日常の生徒指導や生活指導の中で解決されています。

いじめについては、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものを計数することになっています。その意味から、この定義に当てはまる深刻ないじめは本町の場合ありません。しかし、軽度と見ていたいじめがいつ何どき深刻なものとならないとも限りません。

その対策としては、不登校と共通している部分もあるのですが、職員の共通認識を持つために研修会を開いたり、学校集会、学年集会、学級での指導の中で繰り返しいじめの卑劣さを指導したり、道徳の時間や読書活動を推進する中で心を耕したり、教育相談態勢をとったり、少しでも気になる子供がいた場合には、個別相談に乗ったり、時にアンケート調査をし

たり、保護者との連携を図ったり、できる限りの対策を講じております。

また、教育委員会では、その都度注意を喚起する文書を出したり、毎月の町内校長会で生徒指導に関して各校からの報告を聞き、課題となるものについては指導したり、互いに知恵を出し合っています。また、中部教育事務所へ提出する月例報告にも目を通して実態把握に努めております。

澤畑議員はかつて教育長職につき、榛原郡8町の教育長会長もなされた方ですし、また本町の教育全般に対し深い御理解と御協力をいただいておりますので、これらのことについては重々御承知のことでしょうが、質問でありましたので、あえて長々と回答させていただきます。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 1点目の町長への回答の内容等について再質問させていただきます。

6月29日に教育委員会議が開かれて、この要綱の検討がなされているわけでございますよね。私どもの区の方へその内容についての回答が7月5日付で来ております。その中に、県内各地他市町よりも、先ほど町長の方からもお話がありましたが、通学補助の基準が本町の場合随分緩和されていると、そういう御答弁もあったし、またここにも文書の中に書かれております。

私思うに、緩和されているということは大変ありがたいというふうにとらえるわけですが、子供の安全通学をさせる場合に、他の市町村の基準と照らしてどうだというふうな論争は論外だと。つまり通学路の条件が随分違うわけですね。距離が短くても大変危険な通学路があるわけでありまして、一概に他の基準よりも緩和されているというふうな視点で、今までの基準を改革できないという論争にはならないのではないかというふうに私は思うわけであります。

通学路の状況が随分違うわけでありまして、となりますと、何キロ以内だとか何キロ以上とかという論争は、子供たちの通学路の安全確保には必ずしも一致していないと、このような見解を私は持っているんですけれども、その点について、まずいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 確かに議員の御指摘のとおりでありますけれども、我々事務局も危険と思われる場所については、すべて歩いて調査しております。

そういう中で、危険の度合いがどうであるかというようなことについては、いろいろな議論があるかと思うんですけれども、たとえ100メートルでも危険だと言われればそれまでですけれども、そういう中で総体的といいますか、我々が感じた中では、距離が比較的短いけれどもバスを利用している田野口地区、これは崎平地区とほとんど同じですけれども、歩いていただければわかると思うんですけれども、あそこは非常に危険であって子供たちを歩かせられる状況ではないと。それに比べて、これは議員の認識と違うとは思うんですけれども、

我々の認識では安全の範疇に入るのではないかと、そんなふうに理解しています。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 田野口の子供たちの通学について教育長の方から触れられたんですけども、幾らか若干の補助をされているわけですよね、田野口の保護者には。

（「スクールバスです」の声あり）

5番（澤畑義照君） スクールバスですね、そうですか。スクールバスということになれば、また旧本川根の方も同じような状況がありますので、これは先ほど町長の方からも、坂京、平栗、尾呂久保、その文書の中にも書いてあるんですが、スクールバスをとというふうな検討をしていくという話がありました。

実際に坂京、平栗、尾呂久保地区、これは崎平よりも条件が悪いというふうなことで回答をいただいているわけではありますが、坂京、平栗、尾呂久保の子供たちは、学校の決まりというのは多分徒歩通学になっていると思うんですよね。そうしますと、現状は実際にどのような方法で通学しているか。

例えば、坂京とか平栗とか尾呂久保というふうに文書に書いてあるものですから、あえてこの地区を言っているんですが、現状はどのような方法で通学しているのか。それから、徒歩通学の場合、時間はどれくらいかかっているのか。それから、補助金を受けているか受けていないのかというようなことですよね。この3点についてお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） まず1点目の通学方法でございますが、坂京地区、平栗地区でございますが、この方たちは徒歩もしくは保護者の送迎によって通学しております。特に平栗地区については、私もうちが近いのでよく状況はわかるんですが、現在保護者の方が近くの小長井地区の各児童が集まる場所まで、朝、車に乗せて通学しているという状況でございます。坂京地区もある拠点までは車で保護者が送っているという形でございますので、時間はちょっと把握してございません。

なお、通学費の補助でございますが、徒歩通学として補助金を出させていただいております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 課長の御答弁だったんですけども、実際には決まりが徒歩通学なんですよね。だけれども、保護者が車であるところの地域まで送ってくるということは、これは実際には徒歩通学はできないという状況ですよね。だから保護者が送っていく。どうなんでしょうか、そこら辺は。その考え方なんですけれども。

その辺の基準をどうするかというのは非常に難しい点があるんですけども、実際には保護者が送っているわけですね。補助金も出しているわけでしょう。矛盾しているというか不



整合性がないですかね、そこら辺は。いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 現実と約束と違っている部分も確かにあるかと思うんですけれども、そういう矛盾を解消するためにスクールバスを何とかしようという形で、今度スクールバスを運行するようにしたということであります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） スクールバスということで、これから大変ありがたく思うわけですが、次に、崎平区の子供たちのことにちょっと触れますけれども、実際には徒歩通学が学校の決まり、通学団という形の中で、徒歩通学という基準があると思うんですよ。ただ、保護者の判断で徒歩通学でもよい、それから電車通学でもよいよというふうな教育委員会の回答があったという、そこら辺は私も関与していた点もあるものですから、定かではないんですが、そうすると、現に学校では通学団という形で1年から6年まで一緒になって登校している現状なんですけれども、そういう回答ですと、通学団で登校しなくてもよいという結論も出てくるので、この辺はどう考えるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

通学団登校と関係がなくなってしまうと。電車を通ってもいいよ、ある子は電車を通う、ある子は徒歩でというふうになると、その辺が組織的に学校の指導体制を含めて非常に難しさが出てくるのではないかと。坂京とか平栗が、保護者が車で送ってくると同じようなあれになるわけですが、その辺のことが関連してくるのではないかなと思うものですから、その辺、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 御質問の趣旨がちょっとはかり知れないわけですが、通学についてはそれぞれ約束を決めて学校でやっているわけなんですけれども、それに当てはまらないものがたくさん現実にはあります。例えば、中学生等でも大雨の日には保護者が車で送ってくるとか、そういうものについて一々チェックして厳しい指導をすとかというようなことは、現実にはしていません。また、それも実際には無理な部分もあるのではないかと、こんなふうな認識があります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） さらに具体的な質問をさせていただきますけれども、崎平区の児童は徒歩通学が原則になっているようなんですけれども、大変安全性に欠けると保護者会の中で出ているわけでありまして。これは課長方も教育長方もそういう実情、保護者がこういうふうにとらえているということは御存じだと思うんですけれども、私が考えるに、非常に学校までの距離は1時間ぐらいかかるんですよ、実際。重いランドセルをしょって、それから最近では子供たちが大変持ち物が多いですね。ぶらぶらつり下げたり、それからいろいろ手に持ったりするという荷物が多いもので、大変1時間の通学距離、例えば1・2年生あたりでは非常に厳しいと思うんですよ、だれが考えても。

例えば、橋を2つ通るわけですが、手すりがある車道の方にはないわけで、車道にはみ出してしまふ危険性もある通学路です。実際に幅が狭いものですからね。低学年の場合に非常に飛び出してくる危険性もあるなということ、私も歩いてみて感じ取ったわけでありまして。

それから、現在は6年生は2名いるんですけども、徒歩で通学させた場合、原則に倣ってなってくると、2人で20名ぐらいいますので、学校までの危険をなくする指導が大変だと思います。大人がついていったり、学校の先生が誘導したりするということになれば別なんですけど、とにかく時間がかかる、それから危険なところが多い、トンネルの中を歩いていく、冬だったら非常に寒い風が吹きます。それから現状は暗いですね。排気ガスも出ますし、そういう健康面からいかがかというふうに思って、私も通ってみて感じました。

それから、これは小学校ではないですが、実際に中学生に車に乗らんかということが二、三件起きているようです。実際に声をかけられたということが起きております。

それから、下校の問題もあるわけで、行くときには集団で徒歩で行ったとしても、下校は低・高で別々になって終業しますので、ばらばらになってきたりすると低学年はどのようにして下校するかと、こういう危険問題もございます。

それから、先ほどとも関連しますけれども、今の社会が誘拐事件等々、考えてみればぞっとするわけでありまして、そういうことも起きかねないと思います。通学距離が長いという関係、それから橋のこちら側は民家が少ないということもありますので、そういう点も考慮してみると非常に事件に巻き込まれる危険性があると、このような考えを持っていますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 先ほど申し述べたように、距離は100メートルであっても危険であるということは、ゼロとは言い切れない部分があります。

しかし、先ほど申しましたように、我々としては、通学路としては絶対安全とは言えませんが、比較的ほかの地域に比べては、安全性は高いのではないかと、そんな認識をして今のままですけれども、距離についてもある程度の制限をしないと、限りないところへいつてしまうと思うんです。先ほど町長から答弁があったように、普通は4キロメートルだよ、だけれどもそれを2.5キロメートルまで縮めたんだよということで、かなり優遇措置を図っているつもりではあります。

安全に対しては、これから一層学校、それから地域と連携をとりながら図っていくということ、やっていきたいと、こんなふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） いろいろ質問が重なって大変恐縮なんですけれども、実際に今全員が電車で通っているわけですが、保護者の負担が年間2万260円かかっているわけですが、保護者の方は、当然崎平区の子供たちは電車で通うんだと、そういう認識を持っているわけで、

定期を買うのに6カ月で交代するんですが、大鉄の方でも既に電車通だというような感じで定期券をつくってしまっていると。そういうふうな現状なんですよ。

そういった意味からも、基準が緩和されているというところでございますけれども、さらなる規約を改正していただいて緩和をしていただきたいと、強く要望いたしております。

もう1点、7月5日にいただいた回答書の中に、今後の対策として、通学路の安心・安全確保の環境整備としてスクールバスの配慮を検討していきたいと考えますと、このように触れているわけでありまして。もし通学の電車の関係の助成補助がいただけないということになりますれば、安全確保という意味からも、教育委員会の方で言っていらっしゃるように、スクールバスの配慮を検討して、先ほどは平栗、それから坂京ですね、スクールバスをチャーターするというふうなお話をいただいたので、大変ありがたく思っておりますが、崎平区も先ほどの徒歩だったら非常に厳しいという状況をお話いたしましたので、そこら辺を御理解いただいて、スクールバスの配慮を検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今、議員からさまざまな御要望がありましたけれども、現在国の基準、あるいはそうしたものを見据えた中で、地域の実情を踏まえて2.5キロ、あるいは4キロという制度を設けております。個別の要望を受けて、この制度そのものを個別の要望によって基準そのものを変えるということは、行政の現在の仕組みではなじまないというふう考えております。もしこれを変えるなら、川根本町全体を見据えて、社会状況、あるいは子供の状況、あるいは教育環境の問題を含めて変えていかなきゃならないというふうに私は思っております。

それから、これを踏み込むことは全町スクールバス化ということに踏み込んで、その財政負担に全町的に耐えられるかどうか、そういった議論がなければ、こうした個別の要望に対してこたえていくということは、この次の段階というのは全町スクールバス化であります。多分次の要望、次の要望という形で出てくると思いますので、それは今後の財政状況とか、あるいは子供の安全をどういうふうに確保するかという議論の中で、1つのそれしか方法がなければ、全町スクールバス化ということもあろうかと思っておりますけれども、現時点、教育長が答弁したとおりでございますので、私としてもこの基準の変更というのは、現時点では必要はないだろうということでありまして、財政状況から見ると、スクールバス化を今後さらにふやしていくということに関しても、まだ議論の余地、あるいは優先順位のことについてさらなる町民全体の議論が必要かと考えております。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 大変、意を酌んでいただけないなという実感でございますけれども、正直なところ、先ほども申し上げましたように、非常に通学の時間とかを考えてみれば、当然電車というふうな、または保護者が車でというふうになると思うんですよ。お金がかかることですので、定期代が。そうすると保護者がついでに送っていくというふうな、坂京と

か平栗というふうな場面が出てくるはずですよ、これは。徒歩通にすればね。すると、崎平区も同じようにスクールバスを少し延長してスクールバス通にするとかというふうな考えをぜひとも考案していただきたい。これを最後に1点目の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 議員が地元の要望、あるいは生徒の状況をかんがみてこうした御提言をされたことについては、我々としても重く受けとめていかなきゃならないと。ただ、行政としては、それぞれの一応基準を満たしておりますので、その地区の要望のみでは動くことはできないということは、これはさまざまな分野で御理解をしていただきたいということでもあります。また、我々としても一定の安全は確保されているという認識であります。

ただし、子供の安全を確保するために、全町的に通学方法はどうかというのは、先ほど申し上げたように、幅広い時代、あるいは交通量とか条件等、あるいは生徒の数というものも含めながら考えていかなきゃならんと思いますが、このことに関しては全町的な視点の中で通学方法の見直し、あるいは支援体制に関しては、町全体、あるいは教育的な予算のことも踏まえながら、これからも議論をしていかなきゃならんというふうに思っております。

くれぐれも個別の部分だけで一定の要件は満たしている部分で、地元からの要望だけで制度そのものを動かすということは、やはりこれからのまちづくりの中ではなじまないということは御理解いただいて、これからも通学方法については財政、我々も含め行政と教育委員会ともに、あるいは地域の方々、あるいはPTAの方々等を踏まえて全町的な視点でこれからも注意深く見ていきたいと思っています。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 私は、ただ崎平区が要望を出しているからこれこれだというふうな1つの視点ではなくて、冒頭申し上げましたように、川根本町全体を見据えた通学路の点検、見直しと、こういうことありますので、ほかの議員方もぜひとも御理解をいただき、御声援いただきたいと、このように思います。何とかいい方向へ持っていけるようお願いしたいと思います。

それから、2点目の質問に入りますが、余り時間がありませんので、よろしく願いしたいと思うんですけれども、私は、いじめの件数とか不登校の件数が多いか少ないかというふうな問題ではないととらえます。先ほどの報告の中に、小・中合わせて4件ですか、4名ですね、不登校が。いじめはなしと、こういう限定をされているわけでありますよね。ないからとか、不登校が多いからというふうな論争ではなくして、やはり教育長もお話があったように、まず具体的な早期発見と対策、早期発見がまず大事であると。いつ、どこで、どういことがエスカレートしていくかわからないというお話もありましたので、私も同感であります。教師集団が協力していち早く、そういう小さい現象も取り上げて問題化していく、そして解決していく、そういうことが必要だと思います。

同じような考えでありますので、また具体的に各学校でそのような実践をされているという認識でよろしいでしょうか、対応策については、いいですか、お願いします。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 全くそのとおりであります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 現在のところ、不登校の問題がちょっと気になるところでありますが、4名と、これは学校へ行かないで勉強しない。学校へ行かないわけですから義務教育としては大変あれですよ。私も残念に思うし、手をどう打ったらいいかということも考えるわけですが、私はまず、学級集団、これも教育長も随分今まで実践化されていることわかるわけですが、くどく言いますと、いじめや不登校をなくすためには、まず学級集団づくりが基本だと思いますよね。これは認識されていると思うんですが、支え合う学級だとか、それから、よく言いましたね、一人の悲しみがみんなの悲しみになるんだと、一人の喜びがみんなの喜びになるというふうな学級集団、そういうものをどうして……。

先ほど具体的に研修をしているとかという話をいただいたんですが、やはり生徒指導主任は学級主任なんですよ。学校の中に1人担当がおりますよね。もちろん、それから組織的に学級の方におろされると思うんですけども、受け身でなくして、やっぱり学級担任が生徒主任のことなんですよ。そこのところを組織的に関係ないというようになってくると、大変おかしくなってくるので、当然学級担任が今言ったような学級集団をつくっていく。

そして、もう一つ、父母集団、保護者集団ですよ、その学級の。これをやはりこの方々、お父さん、お母さん方々をいい方向へ持っていかないと、私は父母集団づくりというふうに考えておりますけれども、この1点を、ただPTA総会をやって、学級懇談会をやって終わりという形じゃなくして、もっと意図的に意識的にお母さん、お父さん方の中へ、いじめの問題でも不登校の問題でも、私たちの問題なんだよというふうな形で、うちの子ではないというんじゃなくて、そういうふうな父母集団づくりをまずやっていかなきゃいけないだろうと、こういうふうには思っているところであります。

これから今まで同様に、いじめ、不登校については御努力を続けていただいて、早期発見に努めていただいて、危機感といたしましうか、それも持っていていただくわけですが、さらに危機意識を持って、よりよい学校づくりといたしましうか、本当に教育長がおっしゃったように、学校へ行きたくてしょうがないと、勉強をしたくてしょうがないんだというふうな子供たちがあふれる学校づくり、そういうものを目指して、さらに御精進いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（佐藤公敏君） これで、澤畑義照君の一般質問を終わります。

ここで、12時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 零時45分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

私は、行政改革大綱及び経常的経費の歳出の削減について、町長の考えをお聞きしたいと思いをします。

平成16年12月24日、閣議決定で、今後の行政改革の方針というものが出されました。その後、平成17年3月29日に総務省の方からの通知という形で、地方公共団体における行政改革のための新たな指針というものが出され、手続的にはこれを受けてというような形での今回の川根本町行政改革大綱というものの制定になったと思います。

そういう形では、形としては、国からの指導、働きかけによって今回の行政改革大綱を制定するという事になってはいるんですけども、大切なことは、この川根本町そのものに行政改革大綱というものをつくって、そして行政のやり方を変えていかなければならないという必要性があるということをもまず認識すべきではないかなと、そんなふうに思います。つまり主体的にこれから長く川根本町を続けていくためには、どういう点を行政は直していかなければならないか、そこをを考えていかなければならないかだと思います。

具体的には、一般論的な国からの行政改革という全国的な流れに加えて、川根本町で考えなければならない点は、川根本町は平成17年に本川根町と、それから中川根町が合併したということで、合併した町の合併効果を実現しなければならないという点、それからもう一つは、この川根本町が財政力の極めて弱い、脆弱な小規模自治体であるということで、そのためには他の自治体以上に真剣に行革というものに取り組んでいかなければならないんじゃないかなと、その必要性があるんじゃないかなと、そんなことを基本に考えた中での質問をしたいと思いをします。

まず、通告によれば、平成18年度の基金の取り崩しの見通しについてお聞きしたいと思いをします。

というのは、この行政改革大綱を策定し、そしてこれを5年間今から続けて実行していくわけですけども、そのためにはなぜこの行政改革大綱が必要なのかということをも、まずスタートの時点で認識するには、今の川根本町の行政事情というものを把握しておかなければならないんじゃないかなと、そんなふうな観点からここはお聞きしたいと思いをします。

近い4年間ぐらいの町の基金の取り崩し高は約12億円、ざらで年に平均しても年間毎年3億円ぐらいの基金を取り崩してこの行政を進めている、何とか乗り切っているという状況である。また、こういうような形での基金の取り崩しがこれからもできるということは考えら

れない。

それでは、そのためにこの基金の取り崩しをどのあたりまで抑えて、それまで抑えるためには、この行政改革でどういうことを努力していくんだと、そんなところがまず最初の議論の基本となるという点において、平成18年度の基金の取り崩しの見通しというものをお聞きしたいと思います。

次に、行政改革大綱の中にあります定員適正化計画の実効性についてお聞きします。

この計画によれば、5年間で14人の減、平成22年4月1日では173人になるというような内容のものが出されています。これは、職員の削減というのはこの5年だけではなくて、さらに10年、そこら辺のところまで見ないと、その目的、効果というものが見えてこないのではないかなと思って、後にまたその点については論じたいと思いますけれども、まずはこの5年間で14人を減ずるということ、これが実際に実行できるためには、具体的にどのような手法でやっていくおつもりなのか、それについてお聞きします。

次に、補助金の見直しについてお聞きします。

前回の、これも5年間だったんですけども、行政改革大綱というものが、そのときは中川根町ですけれども、中川根町にありました。それを見ますと、そのときもやはり補助金の見直しはしていかないとこれから大変だというような内容のものがありました。それでは、その5年間に前の行政改革大綱の中での補助金の見直しというものがどれだけ実効性を持たれて、成果を上げてきたかなという点について決算資料で調べてみると、数字的には減っていないと、かえってふえているという状況です。

それは、補助金というものはなかなか削りにくいという、まずそういう認識を持たなければならぬと思うんですけども、ただ、今回のこの行政改革大綱には、かなりの部分、目標額という金額を挙げています。この点は、さきの行政改革大綱に比べてかなり進んだわかりやすい、目標設定した意欲的な大綱だなという感じはするんですけども、事、補助金に関しては、目標設定額というものがないと。ただ、補助金というのは、やはり補助金そのものの性格からしてみても、目的をしっかりと限定するということと、それから期間もしっかり限定して、ある程度の期間が来たらそこで打ち切ると、またそして次の補助金を考えていくというような、そのルールのところも大事ではないかなと思いますが、その点についてもお聞きしたいと思います。

そして次に、公の施設の老朽化と事業の整理についてお聞きします。

これはちょうど、一時、公共的施設についてどんどん国の方、また県の方から補助金ももらえるという形の中で、同時期にかなり多くの施設が建設されています。ということは、老朽化するのも大体同じ時期に老朽化してくると。これから修繕費とかいろんな形での管理運営にお金がかかってくるというような状況にあります。

特に私が気がつくところでいえば音戯の郷、これは毎年3,000万円からもう少しの量の一般財源を繰り入れるという形でやっているということ。このことが、まず第一に、町でどう

してもやらなければならない事業なのかなということと、それから、これだけの赤字を打ってもやらなければならないのかなということ、それから、同じ目的なら違う事業というものも選択肢の中に考えられるのではないかと、いろんな点において、この音戯の郷の運営というものは今考えていかなければならない問題ではないかなと思います。その点を伺うことと、もう一つは、具体的にはもりのくについてです。

もりのくにも老朽化がかなり進んできまして、14年から15年を経過しているということで、これからいろんな意味での維持管理費、修繕費がかかってくるという中で、これも同じように、この事業を否定するというではないんですけれども、この事業をどこがやるのかということ。町が直営でやるのか、それから指定管理者みたいな形にするのか、それとも完全に民間にお渡ししてしまうのか、それとも廃止して違う事業の方に力を入れるのか、そういう点についてもここは真剣に考えていかなければならない時期に来ているのではないかなと、そんなふうに思いましてお聞きします。

そして最後には、川根本町行政改革大綱5年間なんですけれども、最初のスタート年度が18年から22年ということで、平成19年度は入って2年目ということになりますと思いますけれども、この行政改革大綱が平成19年度の予算にどのように反映されているのかということについて具体的な答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 板谷議員の御質問にお答えいたします。

全般的に行政改革大綱についてでございますけれども、大きく3つに分かれていると思いますので、順にお答えしていきます。

基金の関係であります。

情報社会の進展の中、町民の生活圏は広域化し、価値観も多様化しています。より豊かな生活を求める行政需要は、常に変化しながら、ますます細分化・拡大化し、さらなる独自施策の推進が求められております。しかし、財源に限りがある地方公共団体がすべての行政サービスを維持・拡大していくことは、財政破綻の危険性を伴っております。町の歳入規模の身の丈に応じた中で、真に必要となる町民ニーズに即した事業の予算化が重要であります。

旧町時代も含めた当町の財政運営は、基金の取り崩しに頼るものとなっております。今年度も12月補正後の予算規模で財政調整基金を3億1,500万円、減債基金を2,200万円、その他目的基金を約3億6,700万円、合計で7億400万円以上もの基金取り崩しを計上させていただいております。

事務事業の執行については、最少の経費で最大の効果を上げるべく、事業内容と執行方法を精査しながら経費の節減に向け取り組んでいるところであります。入札差金等も含め、決算見込みによる不用額の精査を行い、3月補正予算で計上し、基金取り崩しも減額する予定でいます。現状では、具体的な基金の取り崩し見込み額をお答えすることはできませんが、



厳しい財政事情を反映し、3月補正予算の計上時点でもかなりの取り崩し額を計上せざるを得ない状況にあります。

財政再建に向けた行財政改革は必要不可欠なものであります。合併しただけでは財政の好転には結びつきません。合併を契機として、新町としてさらなる効率性・経済性の追求に加え、今まで当然と考えていた行政サービスの必要性、施設の管理運営方法等も検証する道しるべとして行政改革大綱を策定しております。

次に、行政改革大綱、あるいは定員適正化補助金の見直し等についてお答えさせていただきます。

現在の町の職員数は、教育長も含め185人です。1万人以下の町としては類似団体との比較においても多数の職員数となっております。今後の職員の採用数は、計画にもありますように毎年1名の採用を基本とし、平成22年4月1日に173人となるよう推進していくことが、これからの町の行財政運営上も重要な問題としてとらえていますし、実行できる削減数と考えております。

町民・団体等に対する奨励補助金や建設費補助金についても、町の役割分担や守備範囲を明確にするとともに、奨励の目的を達成したもののや効果の薄れたものについて廃止・縮小・統合を検討していきます。

公の施設についても、施設の老朽化が進み、維持管理に苦慮するものや、観光客等の嗜好の変化などにより採算性が合わないものがあります。施設が有する利便性や町のPR効果などを含めて、町として必要な施設なのか定期的に見直しながら、事業の整理統合を進めていきたいと考えております。

平成19年度予算にどのように反映されるかです。

平成19年度当初予算編成では、行政改革大綱の基本である効率の高い行政運営の推進、連携・協力による町民に開かれた行政、財政の健全化の趣旨に従って、1事業1改革を目指してまいります。今までの事務事業を踏襲するのではなく、これから改善し効率的にすることについて議論していきます。平成19年度当初予算は、平成18年度当初予算額から5%を削減した額以内に抑制することを1つの目標としております。また、町民との協働によって身近で効率のよい行政運営を充実させるよう、御理解と御協力をお願いするところであります。歳出削減を基本的な考えとして5%削減した予算編成を行いたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 余りにも簡単な答弁でありましたので、力を入れてやらせてもらいます。

まず最初の基金の取り崩しについてでありますけれども、今の段階では確定的な数字というものが出せないという町長の答弁ではありました。ということは、でも財政状況そのものの厳しさは変わらないという話もありましたので、それでは、今までと同じような状況が平

成18年度も続いていると予測してもいいのかなというふうにこちらは考えます。そうすると、やはり2億円から3億円近い基金の取り崩しを覚悟しなければならないというようなことかなと。

そうだとすると、ここの部分のところを、基金の取り崩しという部分を減らすために行政改革をやろうとしている。目的があってやっていることですから、今回の行政改革大綱の数字で出てきている部分では、5年間で3億円程度の行政改革の効果というものを挙げてあります。これは、年ごとに平均すると6,000万円ぐらいという形になるんですけども、毎年3億円近い基金が減っているという状況がある程度認識した中で、ただし、行政改革で減らす部分のところは年間6,000万円だということでは、行政改革の効果としてどうなのか。それから、何を目的として行政改革をやろうとしているのか。そのような点についても若干疑問に感じるところです。

多分、ここに数字で挙げてある約3億円という部分だけではないんだよというのなら、どういう点を考慮なさっているのか。それから、基金取り崩しというのをどこら辺に抑えたいのか、そういう基本的な行政改革を策定するための目的というものについてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現状の財政状況では、基金取り崩しというのはやむを得ない緊急避難的な対応ということで私はとらえている。本来ならば基金というのは、もちろん目的別基金もありますけれども、例えば財政調整基金に頼るような財政運営というのは、持続性の面からも課題があるかというふうに思っております。そういう意味では、基金に頼らない財政運営をしていかなければならぬ。

今回、合併等があって、その経過措置等があって、こうした基金の取り崩しを前提とした18年度予算を編成いたしましたけれども、19年度以降、そうした基金の取り崩しに頼らない財政運営をしていきたい。そうすると当然事業の延期、あるいは建設事業、あるいはそういったものの中止、延期ということも入ってくるだろうというふうに思っております。そういったことに関しては優先順位というものをしっかり議論しながら、そういったことで全体の枠を押さえていきたいなというふうに思っております。

それから、もう1点、行政改革の効率の高い行財政運営ということで、やはり職員の意識、あるいは縦割り行政の弊害をなくしながら、全庁的な意識の中で予算を使っていく、そういう仕組みもさらにこの大綱にも載っております。それを推進していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今の町長の答弁ですと、基金に頼らない行財政運営をやっていくのが、これが目標だよと。そのための行政改革大綱ということになると思いますが、ということになると、3億円程度の行政改革によって歳出を減らしていくということになるんですけども、理屈で考えると。そのところを町長が本当にどういうふうに具体的に考え

ているのか。大きい事業は先送りするよというようなこと、そのことも1つはあると思うので、それは事業を精査するという意味ではあるんですけども、それだけでは十分な説明になっていないように思います。

町長が考えている基金取り崩しを防ぐために、どこの部分をどういうふうにつけていくのか、そういうふうを考えているのかという点について、具体的な答弁をいただきたいとします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的には、午前中から申し上げているように、行政、いわゆる自治体がやる部分と住民の方をお願いするもの、あるいは住民も含めて連携してやる分、そういった事業の見直しをしていかなければならないと思っております。

行政がこれは主体的にやらなければならんものに関して重点的に予算配分をしながら、そこを効率的に行っていく、そういった見直しというのをやっていかなければならん。これは、住民の方も含めて意識改革も同時にしていかなければ、実行はなかなか難しいものでありますので、この行政改革大綱の1つの目標である5年間というのに、そうしたものをかけながらやっていきたいと。

当面は、先ほど言いましたように、基金、歳入歳出のバランスをとるという意味で、19年度予算編成に関しては、さまざまな事業の見直しを行いながら、歳入歳出のバランスをとりたい。そうすると、現時点の予算規模で考えれば、3億円程度の予算の縮小を行わなければバランスはとれないと考えておりますので、事業の見直し等を行いながら、そうした19年度予算編成を行いたいと考えております。

これは、もう既に始まっておりますけれども、相当な議論と相当な労力というか、いろいろな検討課題が多々ありますので、大変な作業だと思いますけれども、川根本町の持続性を考えれば、これはどうしてもやらなきゃならない、そういう覚悟を決めております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 力強い話だったんですけども、先ほどの減らす部分というのは事業を精査するという部分、それから今回は役割の分担、行政がやることと、それから行政以外の民間がやる、それから住民がやること、そこら辺の分担を分けることによって行政のコストを下げっていくことができるんじゃないかなという話だったんですが、その部分については、もう少し町長の具体的な話を聞きたいとします。

行政改革はもうできているので、一般論でない部分を聞きたいということと、それからもう一つ、19年度の予算のところで3億円小さくした予算を考えている。これはちょっと乱暴な言い方ではないかなと思います。というのは、町長がこれから10年なら10年というスパンの中で、基金に頼らない形のものをつくっていくんだと、その中のまず1年目、2年目なんだという認識の中であるなら、いきなり3億円も下げるような予算を縮小して、そのところで単年度で基金に頼らないんだよというのは、ちょっと現実的でもないし、余りにもきつ

ぶが良すぎるというか、思い切りが良すぎて、本当にそんなことができるのかなというような気がします。

だから、5年の計画、それから10年の計画を立てようとしている今としては、行政改革のその部分のところも5年、10年のスパンの中で、10年後、5年後にある程度の形に持っていくというような計画でないと、いきなり3億円足りないから3億円減らすんだよという、本当にそういう形で平成19年度予算編成を考えているのかなという点でちょっと心配になりました。

まず、このところでは、それよりも町長が言った役割分担をはっきりしながら、必要な行政がやらなければならない部分を絞っていくという部分について、具体的な話をお願いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうした行政と民間というか、あるいは今言われているアウトソーシングも含めて、地域の住民の方との役割分担等に関しては、それこそ1年、2年というスパンではできないというふうに、順次そうした意識を共有しながら仕事をしていく、やはりこれは5年、10年という期間がかかるだろう。

しかし、ここに関しては、現時点での町の財政状況を考えれば、平成13年度以降の基金の取り崩し状況を見ていけば、基金に頼るという財政は、もうこれ以上続けるべきではないと私は考えておりますので、先ほど言いましたように、現在3億5,000万円程度の収入、支出のバランスの差がありますけれども、これを約3億円程度総枠として押さえていくということが必要で、その上でこれから町民の暮らしを守るために、新たな財政出動もしていかなければならぬ。そうしたものを確保するためには、今ここで事業の精査をするのが19年度予算だというふうに私は思って、初めてそれによって今後さまざまな町民の要望に対する要求、あるいはこうした時間がかかる行財政改革をともに進めていく基盤ができるんだろうというふうに思っております。

これは事業の見直し、あるいはさまざまな今までの歳出の状況をしながらやっていかなければならないというふうに思っております。これはまだ予算編成は始まっておりませんが、個別にどの点がどうというのは、3月の予算編成等で仕上がる形にしていきたいと考えておりますけれども、この段階で3億円の予算を削減したいということを言うのは、相当私としても決断が要ることではありますが、それをやらなければ川根本町として続いていけないという覚悟を決めてやっております。この部分、そういった状況にあるということだけは御理解をしていただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 議論の中でかなりはっきりしてきた部分だなと思って、かなり町長も腹を据えているんだなという感覚は持っています。

ただ、そうであるならば、この今回出された改革大綱、この内容が、町長がかたい決意を

持っている3億円ぐらいのものの基金の取り崩しをやめて、それで基金に頼らない形にしていくんだという目標に対して、高い理想に対して、十分にこの内容がこたえたものになっているのかなという点について若干疑問がある。そういう点においては否定しているわけではない。

だから、その、さっき言ったせいぜい5年間でも3億円ぐらいの節約だよと。3億円というのは大きいんですけども、ただ、実際に補てんしていかなければならない部分は、5年間で15億円ぐらいの基金の取り崩しを防がなきゃならんよという話だと、その間に差があり過ぎるので、そのところを埋めていくところの説明がどうしても必要になってくると思う。

そういう点において、それではこの数字に出ていない部分のところ、どういうことを具体的に考えていますかということをもう1回聞きたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 1つは、直接業務を担当する我々、いわゆる役場の職員の意識改革の中で、例えば予算配分された額については、ある程度課の事業の中で配慮するとか、あるいは係のみの中で予算を考えていく、全庁的なコスト意識を持たないというような部分もあったような気がしますので、そこら辺は町全体の予算を執行するというところで、例えば入札差金の取り扱いとか、あるいは予算を効果的に使っていくということで、そういった意識を持ってもらうこと、もちろん事務事業の効率化、あるいは連携していくこと、あるいは見直しというのをしっかり全庁的な意識の中で見直していく、そういうような意識改革をしていかなければならんというふうに思っております。

また、ともすれば、道は狭いよりも広い方がいい、あるいは3メートルの道よりも4メートルの道がいい、あるいはこうしたものも役場でやっていただいた方が楽だといういろんな意識があろうかと思えます。そういったものをしっかり見直していくというふうに思えます。

私は当初の、第1段階としては、予算化する事業の見直しというのがまず大前提になるだろうというふうに思って、今までは豊かな財政状況の中でやれた事業が、今後はこうしたことに関しては少し現状のままでいくというような、そういった見直し、あるいは公共施設の運営に関しても、ここは雇用対策と施設の運用というのをはっきり分けて考える必要があるだろうと。ともすれば、公共施設というのは民間ではやっていけないものだから、それは赤字でも仕方がないんだというような、そういった意識が公営施設の中にはあったような気がいたします。

しかし、そういったことが許される状況ではない。公の施設であろうとも、やはりそうした町民の予算を使っておりますので、赤字でも仕方がないという意識はまず排除しながら、そこをしっかりと最低限の住民サービスを確保しながら、そういったことにも手を入れていかなきゃならんというふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） この点についてはここまでにしたいと思います。

かなり重要な問題があるなど、また平成19年は早速予算の編成、それから予算の議会での審査もありますので、今町長が言われた点、どういうふうに現実として出されてくるのか、またそのところで議論したいと思います。

次には、定員適正化計画の実効性という点について再質問をさせていただきたいと思いません。

先ほども言いましたけれども、この5年の計画の中では14人が削減されるということでした。5年といっても実際に影響が出てくるのが平成20年からというような形であります。この3年の部分だけ見て、町の定員の適正管理という点がなかなか見えにくいんですけども、何日か前に10年後の職員の配置とか、職員がどのような形になっていくとかというもの、もちろん案ですし、確定したものではありませんけれども、そういうものを町の方から示されています。

それによれば10年間で大体50人くらい、ということは186人が136人、50人くらい減というような形での案が出されています。これはかなり激しいというか、厳しい数字だなと思います。というのは、こういう職員の定数を判断するときに参考になります定員のモデルとか、それから類似団体とかという中で、定員モデルの方は教育委員会なんかを外してあるもので、ちょっとあれなんですけれども、類似団体の方からみても、これで10年後に136人という数字は、類似団体にかなり近づくという抜本的な思い切ったやり方だなと。また多分町長も認識しているとおり、これをやっていかなければ町が続いていけないなという認識の中から、こういう数字が出ていると思います。

数字的なものはそれで、またそれについては違うところで議論したいと思えますけれども、事の理屈として、職員が減るということはそれだけ行政サービスをやらなくてもいい、それから住民にとってその部分が不用だということでは決してない。そうだとすると、10年後に50名なら50名が減った部分はどこが補うのかというところのものを案がないと、ただ職員を減らせば済むという話にはならないじゃないかなと、そんなふうに思いますもので、5年では14名で、10年後には50名減らした職員の、それで今まで職員の衆がやってくれていた部分が、どういう形で今度はどこでフォローされていくのか。住民のサービスを落とさない形でどのようにサポートされていくのか、その点について町長の考え方をお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 町民懇談会の席上でも、10年後の143人という数字をたしか示させていただいております。今、議員御指摘のように、さまざまなシミュレーションの中で10年後の140人台の人数を示させていただいております。

私は、10年後140人台というのは甘い見込みだと思っておりますが、結果としてはもっと削減していかなければ、川根本町の財政状況、あるいは継続的な財政運営はできないと考えております。

したがって、今、公が担っている部分をどう受け持つか、やっていくかということであり

ますけれども、先ほどの答弁と重なりますけれども、こうした公共的な仕事は、役場がやらなければならないということではないと私は思っております。そこには民間の部分もあるだろうし、あるいは住民との連携もあるだろうと。さまざまなサービスの主体というのはこれからつくっていかなければならないと思っております。

特に私は今後、行政と地域、あるいは団体等が連合する公の部分、重なる部分、いわゆる民間と行政が重なる部分をしっかり体制整備をしていかなければならんというふうに思っております。例えば本町でいえば自治会と行政の関係、あるいは商工会、あるいはまちづくり観光協会等のそうした団体との連合の重なる部分、そういった部分がこれから重要になってくるんだろうと思っております。

自分の今までのまちづくりの経験から、民間だけではやはりどうしても限界がありますし、先ほど言った行政に限りがありますので、行政だけがすべてやるという仕組みでもいけない。その重なった部分をどうこれから制度的にもしっかりしたものにしていくか、これがこの10年間の課題ではないかというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 自治会を出されるとちょっと弱い。

まさに少しずつ本当に、町長が新しい町の町長になってきて、町長のやろうとしていることというのがかなりだんだん見えてきているなという感覚はします。そして、それはかなり激しいものだなという認識も持っています。そのところは今度は議会は議会なりに、住民の立場の中で反対するところは反対し、賛成するところは賛成するという形で、少しずつレベルを上げていきたいと思えます。

ただ、町長の今までの答弁の中でやはり一番キーポイントになるのは、今まで行政、町がやっていたという部分をかなり抜本的に役割分担を変えていくんだということが一番のポイントになってくるのではないかと、そう思います。そうだとしたら、それが町長の頭の中だけにあるんじゃなくて、それはまさに議会にも、そしてまた住民にもどんどん発信して、その中でつくっていかなければならない。

また、それは時間的にはそんなに余裕のあるものではないというような認識がありますけれども、具体的にそこら辺のところは町長の頭の中だけではなくて、議会の頭の考え方も、それから住民の人の頭の考え方も変えてやっていくために、具体的に町長がどういうふうに進めていくおつもりなのかお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在町の総合計画を策定中でありまして。これも民間の提案型を入れた計画にしようとするさまざまな仕組みをしてきましたけれども、今後さらにそういった計画を受けて、例えば町の健康づくり、そういったものもこれから進めていかなければならない。あるいは午前中議論がありましたように、観光振興のための景観づくり、そういったものも推し進めていかなければならない。そういったときに、ゼロベースの計画づくりから住民の方

に入っただいて、そこで住民も参加しながら役割を認識していただきながらまちづくりを進めていく、そういった仕組みを、それが1つの方向として、例えば条例づくりとか決まりづくり、あるいは組織づくりにつながっていくというふうに私は考えております。

現在私が考えているのは、来年度の事業として廃棄物の減量化、そういったことを手始めにそうした住民参加のまちづくりをしていきたい。それから健康づくりに関しても、もちろん行政のそうした基本的なかわりは当然でございますけれども、地区の方、あるいは各団体の方の協力を得ながら、町民の健康づくり、あるいは健康検査のフォロー等を行っていききたい。健康づくりといったことについても、そうした手法をとっていききたいなというふうに思っております。

正直申し上げます、18年度というのはまだ合併等のいろいろな事務事業の手續、まず一体感を醸成する、あるいは川根本町を全国に売るためのイベントという年でありましたけれども、19年度というのは、今そうしたことを町民の方々と一緒にやる第一歩と私は考えております。そうしたことをやりながら、私は町民も自分たちの役割というのを認識していただけるんじゃないかというふうに思っております。

もう1点、それをやればやるほど役場の職員というのは、町民を巻き込めば巻き込むほど、やはり自分たちをしっかりと厳しい立場に置かなければならないというふうに考えております。それはやはり予算を使って我々は働いているわけですので、そういう意味では、ボランティアにしる、NPOにしる、町民の方を巻き込めば巻き込むほど、自分たちの姿勢が問われると思っておりますので、そこもしっかりやっていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） まさに町長が言うとおり、これから進めていかなければならないのではないかなと思います。

ただ、町長は言葉では、住民の意見を聞いたりとか、みんなの意見をということは再三出てくるんですけども、議員のひがみもあるかもしれませんけれども、何かいまいち議会でちゃんと腹を割って相談をかけてくれないなみたいに感じるところもあるもので、そのところは、どちらかの勘違い、また両方の勘違いかもしれませんけれども、そのところもこれからはお互いに努力して忌憚なくやっていくべきではないかなと、そんなふうに思います。

それと、時間がありませんので、最後の質問になると思っておりますけれども、補助金についても若干質問したいと思います。

先ほども言いましたように、いろんな理由はあるんですけども、また違う項目も入ったりするもので、過去の5年間に補助金の整理というものが効果を上げていなかったというのは数字的なものであって、個々においてはかなり努力されている部分もあるなということも、また認識はしています。

ただ、この部分は、やはり一度補助金を出すと、なかなかそれを削ったりやめたりとい



うことがやりにくいという部分があります。ただ、この点について提案したいと思うのは、町の補助金を見直すというような組織を立ち上げたらどうかと思います。それは、庁舎内はもちろんやるんですけれども、というよりも民間の方に入ってもらう。今まで再三町長が言われていた民間と協力するという部分で、特にこの部分は重要だと思うのは、やはり結果として補助金というのは限られた人のところにしか行っていないという現状がありますので、税金を払う人と、それから補助金をもらう人がいつの間にか区別されて固定化しているという部分は、やはり問題ではないかと思います。

そういう点においては、ごく当たり前の税金を払っている、それから勤労者、勤め人の方々にも入ってもらった中で、この補助金は必要なかどうか、それからどの程度のものが必要なのか、それを検討してもらおうというような委員会みたいなものを、組織みたいなのを立ち上げる必要があるんじゃないかなと思います。

というのは、私も議員をやっているんですけれども、また委員会にも入っているという中で、制度として仕方はないんですけれども、議員も勤め人は入っていない。やっぱり農家、自由業と。また委員会も若干そういう部分があると思います。ということは、全部の住民の方、その住民の人が参加できるシチュエーションをつくってやりながら行政を進めていくという点においても、補助金の部分のところは勤労者の方とかサラリーマンの方とか、そういう方に入ってもらって、これがどれだけ必要なのかというものをシビアに検査してもらおうというような組織というのをつくっていかないと、また自分らだけで削っていくというのはなかなか厳しい部分もあるもので、そういう1つの方法論も重要ではないかなと、そんなふうに思います。

最後に、これについて町長の考えを聞いて質問とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） いわゆる第三者意見ということだと思いますけれども、行政改革に関しては、今後行政改革推進状況等の審議をしていただくために、推進委員会を設置いたします。その中で今議員が言われたようなことも含めて、第三者的な意見が出るような場と、私はしていくべきであろうと思っております。

また、当然役場の中にも改善委員会等があって、具体的に事務事業を執行している者たちが作業部会を編成して見直しをしていきますので、私は前から言っておりますように、新町建設計画、あるいは合併で決まったことに関しては守りますと言っているよう、今回策定しましたこの集中改革プランなり行政改革大綱は、載っていることはしっかりやります。これはやはり先送りにしません。それをしっかりチェックするための機関等も、こうした第三者の意見を求めていきたいと。

それから、行政改革のときよく、行政改革を推進するためにまた新しい組織をつくるというような笑い話がありますけれども、私は今回の川根本町の場合には、さまざまな合併等の経緯を考えれば、積極的に役場の中でもそれを常にチェックする部署の設置も必要ではない

かというふうな考えを持っております。これはまた議論があるでしょうけれども、やはりそれぞれの担当部署の日常の業務に追われて、行政改革ということがなかなか進まない場合も想定されますので、常にそうした部分をチェックする部門というのにも必要ではないかというふうに私は考え、これはまだ私案ですけれども、考えております。そうすることによって、合併後の事務のすり合わせのチェックとか、あるいは行政改革の推進状況というのを厳しくチェックできるのではないかなというふうに思っております。

これは行政改革をすれば、いろんな意味で町民にも影響することですので、厳しくチェックしながら、あるいはそうした本当に必要なところにどうやって予算を配分するか、そういったことも第三者機関、あるいは内部の検討機関を含めて検討していかなければ、どこかでしわ寄せがあってはいけないというふうに思っておりますので、それを考えていきたいと考えております。

それから、私も議員出身でありますので、議会に対して何ら壁を設けているつもりはございませんけれども、そう意識されないように今後とも情報公開等には努めていきたいし、そうでなければこうした行政改革というのは本当に無理だろうと思っております。19年、20年、ここ2年間にどうやって町民の方々の協力を得て歳出削減をしていくか、そのためには、その間に入っているという言い方は失礼かもしれませんが、議員の方々がどういうふうな情報を理解して、それを逆の意味で町民の方にお伝え願えるか、そこが肝心になってくると思いますので、やはり議会と執行部が対立関係で補助金よこせ、やらないというようなことをやっていたんでは、行政改革はできないと思っておりますので、情報はどんどん公開していきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） これで、板谷信君の一般質問を終わります。

次に、鈴木多津枝君、発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木多津枝でございます。通告に基づき、ただいまより一般質問を行います。

今回通告しました課題は、障害者自立支援法実施に伴う影響についてと、住民が主役のまちづくりについての2件です。

今、政府与党は、国の借金財政や高齢化社会を理由に医療・介護・社会保障の切り縮めを繰り返し行い、その上、高齢者や国民への増税が繰り返されています。その一方で、未曾有の利益を上げている大銀行や大企業への法人税減税やリストラ支援は温存したままで、その恩恵は一部大企業の社員だけ。政府が幾ら景気は回復しているとあおっても、庶民の懐は冷え込み、ますます所得格差は広がる一方です。ついに政府も、一向に上向かない消費状況に、景気動向を下方修正せざるを得ない状況になりました。

もともと所得水準の低い当町では、唯一の地場産業であるお茶の生産者価格は低迷し、農閑期に現金収入を得るための土木事業も激減して、運よく仕事についても、賃金は以前の半分ほどしかないとか、ボーナスもないという嘆きの声を聞きます。唯一の頼みは、介護保険

の実施により女性の働く場がふえ、共働きで家計を支える道が広がったことでしょうか。それも臨時職員では賃金は少なく、正職員になると朝早くから6時を過ぎるまでの勤務も珍しくなく、学童保育もない当町では、学校から家に帰っても、だれもない家の中で一人で親の帰りを待つ子供たちがふえています。

杉山町長が、町民の閉塞感と国の合併特例法による財政支援を理由に2町合併に踏み切り、町民の期待を担って誕生した川根本町も、早くも1年3カ月が過ぎようとしています。サービスは後退させない、10年間は町の財政は大丈夫。町民の声に耳を傾け、一人一人の町民の顔が見える、町民が主役のまちづくりを進めると言われた約束は守られているでしょうか。

私は、町民の期待や町政参加を進めるためにも、負担は低い方に、サービスは高い方に合わせて、どちらの町民にも負担増やサービス低下をもたらさないようにと申しましたが、旧中川根町民には介護保険料の高騰、集会所の維持管理費の地元負担導入、水道料金値上げなどが行われ、旧本川根町民にはごみ袋値上げ、国保税引き上げが行われ、保育料も所得階層によっては値上げとなる世帯が出るなど、これまでの両町それぞれの努力は合併のすり合わせで無残にも破られてきました。

合併でよくなるかと期待したこともほとんど聞き入れられていません。多くの町民が望んでいる乳幼児医療費補助の引き上げはおろか、わずか数世帯を補助から外す所得制限中止も、数十万円のできるのに、見直しの検討はされていません。

合併すれば公平なサービスのもとで、全町的な町営バスの運行、介護サービスの充実などへの町民の期待も棚上げにされ、8月に町内10カ所で行われた町政懇談会では、町の単年度収支は3億円余も赤字なので、サービスを求めるなら負担は覚悟の上などと冷たい方針が強調されました。多くの町民の心を逆なでし、新しいまちづくりに何の期待も持てないと、町民の閉塞感を広げ、町民が主役のまちづくりに頭から水を差したのは、ほかならぬ町長自身ではないでしょうか。

幾ら自民党政権による国の施策とはいえ、次々と引き上げられる住民負担増や、頑張っても頑張っても下がる一方の所得で、町民の懐は冷え切り、これ以上は医者にもかからず、何もしないで死ぬよりほかないとの悲しい言葉が町長のところには届かないのでしょうか。

今回行う一般質問の最初の課題は、そういうせっぱ詰まった声が出ている状況のもとで、特に弱い立場の障害を持つ人々を対象に10月から本格スタートした障害者自立支援法の実施に伴う影響についてです。

1点目として、所得に応じた応能負担から1割の応益負担になったことで、当町の施設利用者やサービス利用者の負担額は怎么样了か伺います。

2点目に、利用制限や中止、施設退所などの実例はないか伺います。

3点目に、負担増でサービスを利用できなくなった人や、施設退所を余儀なくされた、あるいは今後利用をあきらめざるを得ない人への救済策をどのように考えておられるか伺います。

4点目に、障害者自立支援法で言う障害者が自立に必要なサービスを選択できるサービスが、当町ではどのように整備されているかを伺います。

5点目に、小規模作業所への国の運営費補助の削減が全国的に問題になっていますが、当町への影響と運営費の保障をどのように行う考えか、町の方針を伺います。

次に、質問の2つ目の大きな課題で、住民が主役のまちづくりについて伺います。

この間、住民から寄せられたいろいろな声や相談の中で、住民の公僕であるべき行政が住民の上にあるのではないかと考え違いをしているのではないかと思えることについて、3点通告をしました。

行政が、あるいは担当職員が、ほんの少し住民の立場に立って相談に対応していけば、声を上げた町民は、きっと町政への協力を惜しまない人たちになっていただけたらと思う問題です。日ごろ町長は、あらゆる機会に町民が主役のまちづくりを進めることを強調されていますが、町民の行政への信頼をどのように考えておられるのか伺います。

1つ目は、特別な事情があって、教育委員会が校区外通学を認めた場合、通学にかかる費用を補助する遠距離通学補助金を交付して、親にかかる負担を同様に軽減すべきと思いますが、実際はそうなっていません。当町は、親の都合というか、納得して校区外の通学をしているのだから、遠距離通学補助の対象にはならないと言っています。両親も校区内で解決することならわざわざ遠くの学校を希望しないでしょうし、教育委員会も許可をしなかったのではないのでしょうか。

現に、教育委員会の審査で校区外通学が適切と認められ、往復の電車賃などの負担がかかることに対して、義務教育の機会均等や、無償の原則で設けられている遠距離通学費補助金を支給するのは当然のことと思います。それでなくても、特別な事情を抱えながらも、懸命に頑張っておられる親御さんへ町が支援の姿勢を示すのは、どんなに心強いことかと思うのですが、改善される考えはないか伺います。

2つ目は、徳山区で購入から5カ月たった今も使用許可が出ず、ひもで縛ったままになっているごみかごについて伺います。

これは、通告を出した時点の状況です。住民の要望で区と町の補助金で購入したのですが、近くにかごがあることや徳山区は設置箇所が多過ぎるということで、この通告を出した時点では、使えないままになっていました。区は町の補助申請に許可が出たので購入し、補助金も支払われています。それなのに使わせないというのは、補助金のむだ遣いで、何のための補助だと怒りの声が住民の方から寄せられました。補助金が支出され、購入して要望の場所に置かれた後で、場所が近いとか、周りにたくさんあり過ぎるなどといって待ったをかけるのは順序が逆ではありませんか。

私はその周りのかごを見て歩き、近くにはないことを確かめた後、担当課を訪ねて、近いと言われるけれども、実際に現場に行って歩いてみてほしい。せっかく買ったのだから、一日も早く使えるようにと要望しました。しかし、この地域にはたくさんあり過ぎるなどとい

って、一向に態度を変えようとしませんでした。

このような住民の上に行政があるというような町の態度は、町民の行政への信頼を失墜し、町民参加や行政への協力心をなくさせるものでしかないと思うのです。これこそ、町長が機会あるごとに言われている町民が主役のまちづくりに逆行するものではないでしょうか。早急に住民の声にこたえ、行政の信頼回復に努めるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

3つ目、最後の質問です。音戯の郷の職員体制と、旧本川根では契約職員として月給が支給されていたのに、合併を機に旧中川根に合わせ臨時職員に切り下げられ、来年度からは、給与も時給に切りかえるとの方針が示されました。臨時職員の身分・待遇の保障をどのように考えておられるのか伺います。

長年正職員以上の責任を果たしてこられた臨時の職員に対して、一方的に待遇を切り下げるのは、働く意欲を阻害するだけでなく、施設の魅力ある取り組みにも逆行し、若い人たちが貴重な職場から閉め出し、さらにはこの町からも出ていかざるを得ないことにもなりかねません。ウッドハウスの調理員のことを思い起こしてください。

また、5人のベテラン職員のうちの2人が12月に退職されましたが、町はこの穴埋めの職員募集も行わず、一般職員を1名派遣して穴埋めをしています。何の経験もない一般職員1名で、ベテラン職員2名分の穴埋めができるとはとても思えませんが、町長は、幸いお客が少ない時期なので、なれる時間がとれるから大丈夫と言われました。お客相手の仕事はそんなに単純なものではないと思います。異動がつきものの一般職員に、経験や技術の熟練が必要な職場への配置が適切でしょうか。今後人手が足りなくなったら、また一般職員をふやすのでしょうか。

それよりはむしろ臨時職員を2名募集して、経験を積んでいただくとともに、長期に働き続けていただいた臨時職員に対しては、これまでの経験・熟練を考慮した待遇を保障し、正職員となる道も設けるなど、若い人たちの働く意欲を生かしたまちづくりを進めるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上、町長の町民を守る温かな答弁を期待いたしまして、最初の質問といたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。  
町長（杉山嘉英君） 障害者自立支援法関連と住民が主役のまちづくりと大きく2点に分かれておりますので、まず、障害者自立支援法の関係から答弁させていただきます。

サービス利用者の負担額についてでございます。障害者自立支援法が本年10月1日から施行、実施されましたが、その適用において施設が移行したものの、施設の一部が適用されたものの、施設の移行がされていないもの等により、利用者の負担状況はさまざまありますが、一例として、施設入所者が措置制度から契約方式に変わった場合、利用者が負担する額は月額で食費・光熱費が5万8,000円、事業費の1割を負担する定率負担が最大で3万7,200円、その他生活費が2万5,000円となっております。ただし、利用者または保護者の所得状況により、月額5万円または7万9,000円を超える額については国の補足給付となります。

サービス利用者のみであれば、事業費の1割を負担する定率負担が利用日数等により算定されます。なお、この場合はその利用者または保護者の所得状況により限度額が定められており、最大の方で月額3万7,200円となっております。

退所・中止などの事例の御質問であります。

町では、障害程度区分認定審査会における今後の利用意向調査やその後における施設等利用者や施設への移行状況との確認において、対象者への影響等の状況把握に努めておりますが、現在における障害者自立支援法に移行されたことを理由とする利用者への利用制限や中止、退所の事例はありません。

負担できない方への救済策や施設退所者の救済策であります。

障害程度区分認定調査やその後の施設等利用者状況把握において、当町からの施設等利用者における退所者はありませんが、駿遠学園など措置制度から施設との契約に切りかわったところによる児童等の保護者負担額の増加に対しては、平成18年度では組合での激減緩和措置を行うこととし、平成19年度においては、組合または構成市町単独で行うか、構成市町の課長会議等において協議中であります。支援策について現在協議中であります。

障害者が選択できるサービスが整備されているかということでもありますけれども、現在、川根本町で障害を持った方が自立支援法の制度のもとにおいて利用できるサービスは、町内ではあかいしの郷のショートステイ事業、社会福祉協議会の居宅介護事業があります。町外近隣においては、大井川町の大井川寮、島田市の垂穂寮、駿遠学園でのショートステイ事業、島田市のウェルビーでのホームヘルプ事業等があります。また、自立支援法外の施設として枝松作業所及び本川根作業所の知的障害者小規模授産施設が運営され、一部身体障害者等の受け入れも行っております。

小規模作業所運営費の削減が問題になっているが、当町への影響はであります。

平成18年度普通交付税の算定では、国から市町村への財源移譲として、基準財政需要額の社会福祉費の単位費用に知的障害者施設訓練等支援費などが含まれたことから、県支出金への国から県への補助財源が廃止されました。このため、静岡県において小規模授産所への運営費補助について検討がなされているところであります。

当町では平成17年度補助基準をもとに、平成18・19年度の支援を行ってまいりますが、施設が障害者自立支援法に規定された地域活動支援センター等に移行された場合には、現行制度との調整をとりながら進めてまいります。

障害者自立支援法に対しての答弁であります。私も、国がさまざまな法整備を行う中で、持続的にその制度を維持するため、あるいは厳しい財政状況の中でさまざまな制度改正は必要というふうな立場でありますけれども、この障害者自立支援法に関しては、移行においてさまざまな課題があると私も認識しております。町村長として、この制度の今後の改善、あるいは運用については、県、あるいは国に対してしっかり要望して、そうした障害者の自立を真に支援する法律となるよう、今後とも注意深く見守っていきたいと考えております。

また、町内のこうした障害を持っている方々の施設運営に対しては、先ほど述べましたように、行政改革の中で優先順位が高いものと私は認識しております。したがって、全額町で見るとかそういう立場はとれませんけれども、今後注意深くそうした運営ができるよう、真に自立が促進されるよう、優先順位が高いものとして今後とも注意深く見守っていきたいと考えております。

それから、町民が主役のまちづくりについて大きく3つあるかと思えます。

教育委員会が認めた校区外通学者の遠距離補助でありますけれども、これは19年度に関して予算措置を検討しているところであります。

それから、町民課のごみの関係であります。これに関しては、申請書は8月18日に受け付けをし、実績書を10月26日に受け付けをしたものであります。この件におきましては、区と行政双方において解釈上で相違があったことは事実であります。担当課といたしましては、購入したごみかごについては、設置場所が決定するまでの間、現在設置してある収集所において使用するようお願いをしてきましたが、それが現在に至っているわけであります。

また、今後のあり方としては、地区によってさまざまな理由で過去にごみかごの設置を行ってきたことと思われませんが、その考え方を修正するのではなく、地域の実情や環境に合わせた、特に道路事情や人口、世帯数の変化、また社会的弱者等を考慮に入れ、いま一度見直しを図り、機能的な配置を検討していただくようお願い申し上げてまいりました。実際、徳山についても検討中と聞いております。

町全体を収集しておりますので、現在の設置場所全体数に関しては、現在の中で先ほど言いましたように、地区の中の実情にかんがみて配置をしていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、徳山地区では25カ所のこうした設置箇所があります。元藤川地区の場合は6カ所、高郷地区で8カ所、地名地区で7カ所、上長尾地区で9カ所となっており、旧本川根町においては小長井地区の10カ所、千頭東地区の8カ所、奥泉地区の2カ所、田代地区の5カ所など、それぞれの地域の実情に合わせた配置数となっております。

今後ともどのような設置箇所がいいかというのは、行政と地域の方々と実情を踏まえながら調整をしていきたいと考えております。

最後に、音戯の郷の職員体制と身分の待遇保障についてであります。

音戯の郷については、議員御承知のとおり、平成16年度の音戯の郷の運営費は5,600万円、そして収入等は1,400万円余でありました。約4,200万円の赤字であります。このときの職員構成は、職員2名に委託職員6名であります。平成17年度においても約4,300万円ほどの赤字を出しております。

また、御承知のとおり、平成18年2月の人事異動により、職員1名退社となりました。臨時職員の待遇に関しては、合併後調整させていただいて、こうした現在の賃金体制、時間給体制に移行させた経緯、これはやはり職員の公平化、あるいは臨時職員という状況を考えま

すと、こうした賃金体系が妥当ではないかというふうに考えております。

先ほど言いましたように、大変厳しい財政状況でありますので、考え方によりますけれども、現在合併によって役場の職員というのは、ある意味では余裕のある状況でありますので、役場の職員をもとの2名にして、現在11月30日で2名の臨時職員の方がそれぞれの理由で退職されましたので、それを穴埋めして、何とか全体経費としての削減を図りながら、運営の改善を図っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今までの一般質問に比べて前向きな答弁も、まともに受けとめていただいた部分もあったなと思いながら聞きましたけれども、ごみかごの件と、それから音戯の郷の件ですね、この件では答弁が本当に実態の問題性をきちんとつかんでいないんじゃないかと、行政の立場ばかり言っているんじゃないかというふうに思いました。

それで、この2点について再質問をいたします。

本当は最初の障害者自立支援法による影響というのが一番問題としては大きいわけですが、幸い当町は皆さんの顔が見える町政をやるということで、町長もとても障害を持っていらっしゃる立場のことを大切に考えていらっしゃるということが伝わりましたので、それは今後の町の推移、取り組みの状況を見ていきたいと思えます。

では最初に、徳山区のごみかごの問題ですけれども、多少の行き違いはあったけれどもというふうな前置きがあったわけですが、本当に多少の行き違いで済ませられる問題でしょうか。

現に、区長さんが申請に来て、申請書の書き方を教わって申請書を出し、それから補助金が交付されて買って、買ったのが先なのか、とにかく許可が出たということで喜んで、区も3分の1ですか、3分の2ですか、お金を出して町の補助金と合わせてかごを買って、住民の人が要望するところに置いたわけです。そういう状況で補助が出て、かごを設置した。それなのに、設置してもう使えるものだとはばかり思ったかごが、使ってはいけないと頭から言われた住民の人たちの驚きって、考えてみられたでしょうか。

その場所に住民の人たちはかごを置いてもらえるということで、本当に長い距離を歩かなければいけなかったわけですから、ありがたいということで、茶原の通りに入ってちょっと曲がったところですが、茶原を無償で提供していただいた持ち主に、茶の木をこがしてもらって、一緒に使えるからということで茶の木をこいで、高齢者のお宅ですが、そして便利になるよということで、そこにブロックまで用意して、来たかごを置いたわけですよ。それなのに使ってはいけないと。

補助金って、そんなに簡単に出るものなんではないでしょうか。使ってもいいか、使っても悪いかわからないようなものに、町は町民の大切な補助金の申請に対してオーケーを出すのかどうか、その点をまずお聞きいたします。



議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 具体的な補助金申請のいきさつは担当課長の方から答弁させますけれども、基本的な考え方として、当然ごみ等を出すごみかごというのは、住民の方から近い方がいいという要望がどの地区にもあろうかと思えます。

やはり収集のスケジュール等を考えていきますと、すべてその要望にこたえるわけにはいかない。現在の設置数でスケジュールを組んで、あるいは人員配置をしておりますので、地区の要望のみで数をふやしていくわけにはいかないと。したがって、その地区内の中でのごみ箱の移動等については、柔軟に対応しているというところが現状でございます。そういった状況の中で、新設設置と現状の収容能力の増大というところに行き違いがあったわけであります。

ただ、現実問題として、新しい設置場所が区の移行のみで設置されるというのは、全体のバランスからしても少し問題があるかということで、こういった措置があった。ただ、その過程で、住民の方々との行き違いがあったことに関しては、行政の姿勢として、行政が補助金を出してやる、行政の言うことがすべてというような考え方は、これからは通用しない。あくまでも住民の目線で、あるいは住民の立場を尊重した対応をしていかなきゃならないことであると思えますけれども、補助金の経過でということに関しては、担当課長の方から説明させます。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、お答えいたします。

交付申請でございますが、先ほども町長から答弁がありましたように、交付申請が18年8月18日にされました。それで、それに伴いまして区の区長さんの方からも確認しましたんですけれども、そうしましたら、文章になるかどうかわかりませんが、新設許可がないのに申請したのではなくて、他の場所に新設ができなくても1かごに30世帯以上の利用がある場所に回せばよいという判断で申請をしたということでございます。

それが1点と、もう一つは、これは今後検討しなくてはならないと思えますけれども、交付申請書の中には新規の申請場所、または設置する場所の位置が載ってございません。これは私どもの方の書式の検討課題だと考えております。

なおまた、設置申請をする時点において、設置する場所が新設の場合には事前に協議をしていただきたいということで、口頭で説明をしております。やはりこれらは口頭というのは余りよくないということで、今後それらも書類として残していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今、課長が、交付申請が18年8月18日に出された、そして区長さんは新設場所がなくて申請したのではなくて、もし認められなくても、他の場所に回せばいいと思って申請したんだと。そのことは、区長さんはだめだと言われてから自分の心をおさ

めるために多分言われたんじゃないかと思います。区長さんは、こういう住民の人たちが欲しいということで、町にどうやって手続をしたらいいかと聞きに行ったら、区の方で申請書を書いて持ってきてくださいということでもらったと。それで、そういう話は私はちゃんと区長さん自身から聞いているんです。

町のそういういざこざがなぜ起きたのか。言った言わない、それを私は何回も課長とも繰り返しました。ここでもう一度蒸し返す気はありませんし、区長さんにも本当につらい思いをさせるから言いませんけれども、なぜ公平でなければならない行政にこういう行き違いが起きたのかというと、そもそも行政というのは法律に基づいて仕事をするわけですよ。それで、環境衛生対策推進事業費補助金交付申請書というのがあるわけですよ。その申請書を出す根拠が環境衛生対策推進事業費補助金交付要綱というのが設けられていますね。その交付要綱を見ますと、第4条に、補助金の交付を受けようとする地域、団体等はあらかじめ環境衛生対策補助事業費補助金交付申請書に案件関係書類を添付し、町長の定める時期までに提出することと交付の申請が定められています。

そして、次の第5条には、交付の決定及び通知というところには、町長は補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請にかかわる補助金を決定し、補助金交付決定通知書により申請団体に通知するものとするとして書いてあるわけですよ。

ところが、補助金が出されて区もお金を使って、町ももちろんお金を出して、かごを買って、要望するところに、ああ、うれしいということで置いたところが、そこは場所が周り近過ぎる、この地域にはかごが多過ぎる、だから使ってはいけないと言って5カ月も放置されたんですよ。そんなばかなことってないんじゃないですか。ちゃんと補助金交付要綱に沿って仕事をしたと答えられますか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 補助金交付要綱の先ほど言いました内容につきましては、第4条に定められているとおり、今、議員がおっしゃいましたように、関係書類を添付してということに明記しております。

交付申請書の中の一番下の方に添付書類という形で、見積書及びカタログ、図面等と書いてあります。設置場所については私どもも求めておりませんので、それらがついていれば許可という形になります。

それから次に、第5条の中にもありますように、申請団体に交付決定を通知する資料としましては、事業が完成したときには速やかに実績報告と請求書を提出してくださいよという文面が記載されてございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ということは、ちゃんとこの要綱に基づいて仕事をしたという答弁だと受けとめますけれども、町長は、こういう申請書の提出があったときは、その内容を

審査し、当該申請にかかわる補助金を決定するというふうに第5条でなっていますけれども、町長は審査をして決定をされたんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 役場の仕組みとして、決裁のいろいろな仕組みがございますので、それにのっとってやっております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） その仕組みというのは、きちんと目を通して決裁をしたということですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 金額にもよると思いますけれども、この金額では私のところまで決裁は上がってこないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 多分そうだろうと思いましたが。おだてるわけではありませんけれども、町長は非常に慎重なところがありますので、多分回ってくれば目を通しただろうと思います。でも、やはりこういう行き違いが起きたということは、課長が先ほどから設置場所を書くようにはなっていないということを盛んに言われるわけですがけれども、設置場所が一番大事で、使うのをストップしているのに、添付書類の中には入っていなかったにしても、なぜ最初からどこに置くんですかということを知りなかつたんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 恐らく申請が出たときには、まだ決まっていなかったと判断します。実際にこれについては、新設する場合には事前に協議が必要ですので、決まりましたら教えてくださいよということで指示しておりますので、恐らくそういうふうなやりとりがあったと思います。

なお、繰り返しますけれども、その申請場所につきましては、決定次第うちの方に連絡をするということで、うちの方もそれを待っていたわけですがけれども、それが連絡がなくて、今現在に至ったということです。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 場所が決まっていない、使えるかどうかかわからないものに補助金が出されるんですか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 地区においては、必要があるので申請をしてくるということです。したがって、その場所を許可しているわけではなくて、物を買うことに対して許可を与えているものですから、どの場所で使用しても私は構わないと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） どの場所でも使用して構わないと、現に地区はこの場所が必要があるということで申請したのに対して、町は明らかにそこでは使ってはいけないという待ったをかけたではありませんか。おかしいじゃないですか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） この場所が必要だからということは聞いておりません。申請については徳山地区で必要だからということで申請が出されております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ですから、その徳山区で必要だということに対して、認めて補助金が払われた、そして使うときになって、その場所では使ってはいけないということを行ったのは担当課ではないんですか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 先ほども申し上げましたけれども、そのかごを使ってはいけませんよではなくて、新設する場所については、うちの方に協議してくださいよと。その間はそのかごをどこで使ってもいいですよという御報告を差し上げています。それが8月25日です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） どこでも使ってもいいなら、置いたところでなぜ使わせなかったんですか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） どこでもいいというわけにはいけません、新設の場合には。収集するルートがありまして、その収集ルートも担当課と、それから収集する係員と協議をしてでないといままでのルートが変更してしまうということで、必ず新設の場合には協議をしてくださいよということで指示しているわけです。

したがって、今回の設置、今、徳山区で置いた場所が新しい場所でございますので、その協議が決まるまで少し違うところで使ってくださいよという指示をさせていただきました。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） それぞれ区と行政の中で解釈の違い、行き違いがあつてこうしたトラブルが発生したことにしましては、手続等の、あるいは書類等の整備をしていきたいと考えております。

私がやはり問題とするのは、その後の経過で実際、公金を使って買ったものが使えない状態になったということに関しては、やはりその時点で早急に基本的な役場の考え方、先ほど私が申し上げたように、設置場所をふやすには事前の協議、あるいは全体的なバランスが必要であるということをお願いし、現時点では世帯数が多い場所においてそれを活用するなり、

また区に対しても行政がかかわりながら、そうした住民の要望、余りにもバランスが悪い配置を見直すような助言、指導等ができないことに関しては、やはり視点の違いというのを、議員がおっしゃるように、行政側にもあろうかと思っております。

私は、事が起こった時点まではそれぞれ言い分があるかと思いますが、実際使えないという状況になった後の役場の対応というのは、やはり不十分なものが、それが仮に1カ月であろうと10日であろうとあったと思っております。そういったことがこのことに限らずないように指導してまいりますので、このことに関しては御理解を願いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 大変、町長の答弁は行政側として当然の答弁だと思います。本当にこういうことがどちらにしても、区にしても貴重な区民のお金で買った、行政だって補助金を、貴重な皆さんのお金を出した。それが5カ月間使えない状態になっているというのは、これは異常な状態なんですから、やはり反省をして、ちゃんとこういうことが二度と起きないようにしていかなければ町民の人たちも本当に、なぜこれを町民が主役のまちづくりというところに出したかという、こういうことで町民の気持ちというのは、町政と一緒に自分たちも参加して、いいまちづくりをしていこうという気持ちを本当になえさせてしまうものだ、そこが一番大きな間違いだと、重大な問題だと思うから出したわけです。

次にいきたいんですけども、もう1点課長に聞きますけれども、私は課長から、このかごは使えるようになりましたよと言われましたね、この通告を出してから。かごは使えるようになったから大丈夫ですと。どこに置いたか御存じですか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） かごが置けるようになりましたよということは、ちょっと言っていないんですけども、徳山区の方で、区長さんほか2名の方で、遅くなって申しわけないということで、今のコミュニティセンターですか、そこに置いたように伺っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） コミュニティセンターだったらいいんですか。そこはもともとの場所だったんですか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 今現在コミュニティセンターの横のところに、もともとあったところなんですけれども、今は道路が工事中のために、コミュニティセンターの方に移動してあります。そちらの方に一時暫定的に置いておきますからというようなことをちらっと聞いたような覚えがあります。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そういうふうに、何か自分たちの都合のいいことには簡単に甘く

なっているということも非常に問題だと私は思います。

では、次の問題に移らせていただきます。

最後に質問しました音戯の郷の職員体制についてですけれども、音戯の郷について、町長は5,600万円かかるうちの1,200万円、4,400万円が赤字になっていると。厳しい財政下ではこういう処置も仕方がないんだと。合併により役場の職員に余裕があるということで、臨時職員が2名やめたところも職員を配置するというので、全体的な経費の削減を図ったというふうな答弁だったと思うんですね。

ところが、音戯の郷で、1名の一般職員の人件費は18年度予算で全部で725万円です。12月から一般職員を1名入れたわけですね、動かしたわけですね。その方は12月からだから4カ月分ですね。12月議会に出てきた補正予算は212万円です、人件費が。この方にこれからずっとここで働いてもらうと1年間で640万円になります、人件費が。経費削減になるんですかね。

それで、町全体のことを言っていらっしゃるというのはわかるんですけれども、音戯の郷がこんなに赤字だよというのだったら、こういうやり方というのはおかしいんじゃないかと思います。例えば、臨時職員が2名やめられて、臨時職員が結局5人いらっしゃる、それにプラス有償ボランティアの方が七、八人いらっしゃるんですかね、その人たちは常時雇用ではなくて、イベントなんかをやるときに必要に応じて来ていただいている、お願いしていただいて時給を払っているという人たちですけれども、そういう全部を入れて18年度の賃金は、臨時職員、ボランティアの人たちの社会保険料100万円を全部入れても1,330万円で、もし有償ボランティアの人たちの分をこれに考えなくても、5人で単純に割ると臨時職員の人たち1人がもらっているお金は年間で平均266万円です。職員1人分の半分にもならない金額です。そういうところは、でも臨時職員1人の年収は実際は200万円ないだろうと思われま、いろいろな話を聞いていると。

そういう中で、そうすると一般の役場の職員の人件費の3分の1ぐらいしか払われていない状況で、今でさえ不採算だと言われているこの音戯の郷に、本当にわざわざ1人で3倍も高い給料の一般職員を配置するという必要性、町の全体の経費削減を考えたにしても、余りにも音戯の郷の役割というのを本当に考えていらっしゃるのかどうか疑問を持つんですけれども、この点はどうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 議員も指摘されているように、私は、臨時職員の方も含めてトータルでの人件費ということを考えております。その中の適正配分というふうに思っております。

それから、もう一つは、現在役場は180人余の体制でやっておりますけれども、当然早急に役場の中、あるいは出先も含めて、先ほど出ましたように、本来の形の体制で仕事を回していく体制をつくっていかなくちゃならない。そうすると、やはり職員のあり方についても、現在の状態で仕事をつくるのではなくて、将来の140人体制の中で早急にそういった仕事の

体制をつくっていくということに関しては、現時点では積極的に外へ出しながら総人件費を抑えていく方針をとっていかなければならないというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そういう総トータルの町の経費を削減する工夫の一環なんだということはわかります。でも、音戯の郷でそれをやるのが適切かどうかということでは、もう少し考えていただきたいわけです。

例えば、この音戯の郷はお客様相手の施設ですよ。これまでも電車が到着するとお客様と一緒に一度にどっと入ってくる。そして、そのためにはトイレや床の掃除をいつも臨時職員の方たちはその都度やって、いつもお客様が入ってこられても気持ちよく使ってもらえるようにと、そういう工夫を5人で一生懸命やってこられていたわけですよ。そこにそういうこまめに働く人たち、お客様の要望に本当に親身にこたえる人たち、そういう働き方をしておられた臨時職員の人たちが5人いらっしゃる中で、2人を1人の正職員にかえて、本当にその仕事が穴埋めできるんでしょうか。3倍以上の人件費が支払われる一般職員ですけれども、今おられるベテランの臨時職員の指示に従って新しい1人の正職員は働くようになるんでしょうか。それとも、こういう今までいらしゃったベテランの臨時職員の方たちの指導・監督的地位を務めるんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） ただいまの質問にお答えします。

12月1日から異動しました職員についてですけれども、議員御存じのとおり、音戯の郷では受け付け、工房、あと映像とか、それぞれ持ち分ありますけれども、現在異動した職員については、まず工房の方で12月は主にやると、そして1月に入りましたら、受け付け業務とか、トータルの今までの臨時職員については受け付けは受け付け、工房は工房、それと映像の方はということで、パート部分というか、そんなようなスタイルだったんですけれども、今度は男性職員2名ということで、そのようにトータルでやってもらうように今システムをつくっております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 一般職員を指導するというか、当然新米の一般職員ですから、ベテランの臨時職員にいろいろと仕事を聞かなければ、たとえ仕事をやるにしても、できていかないわけですよ。そういう中で、ベテランの臨時職員の給料が来年度から今よりまたさらに、月給から時給にされるとということで、本当に1カ月でも数万円安くなるんじゃないかと。働いていらっしゃる人たちが、自分たちが努力して頑張ってきたことは一体何だったんだと、そういう嘆きの声も伺っています。余りにも矛盾している対応ではないでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） もちろんそうした今までの臨時の方の努力を否定するものではござい

ませんし、そうした厳しい全体的な流れの中でこの施設を扱っておりますので、音戯の郷だけ特別ということはないというふうに私は思っております。これはすべて臨時にお願いする場合は時間給でやるというのが基本であります。それを全庁的にやるということであります。

また、職員に関しても、今までもそれぞれ旧町においても、そういった観光施設に関しては、職員が担当になった場合は同じようにさまざまな仕事をしてきましたので、今後ともそこへ派遣される職員というのは、さまざまな職種を行う、そういうことで全体的な経費の削減、あるいは今後それぞれの施設の見直し等については、そういったことの成果を踏まえてやっていきたいと考えております。

私は、全庁的な公平な賃金体系とか、そういったことがまず前提にあって、その中で運用していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 全庁的、公平な運用ということですがけれども、臨時職員の方たちがこれまで技術を磨いてきていろいろなことができるようになってきている、一般職員の人以上に仕事ができるようになってきている、そういう状況に対する評価というのは行わないんですか。賃金の上で例えば時間給730円とかなんとかと言われてはいますがけれども、そういうところに今までの月給が下がらないぐらいの時給を考慮するとか、そういうことはなさらないんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 具体的なことはまた課長の方から答えさせますけれども、基本的には臨時に対する対応というのは、指導的な立場、あるいはそういったところにある方、あるいは特殊技術とか、そういったことに関しては現在の臨時職員の方に対してもそういった配慮をしている方もございます。

これを今後どのように公平性を持ってやるかというのは、しっかり基準等を設けながら、運用しながらやっていきたいと思っています。臨時の方だから例えば一律730円というようなことではございません。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君、最後の質問になります。

11番（鈴木多津枝君） 11月30日付の静岡新聞をごらんになられたかどうか分かりませんが、パート労働法改正素案が載りました。とても重要な内容で私はびっくりしたんですけども、パート労働者の待遇改善を企業に義務づけ、あるいは推進を求めるもので、その中に、パートでも職場で中核的な役割を担うケースや若年層がふえていることに対して、日本経済を支える労働力としての重要性が高まっているということで、能力を有効に発揮できるようにすることが必要だと企業に求めています。そして、正社員と均衡がとれた処遇確保が事業主の責務と書かれてありました。

正社員の定款では、企業は推進に向けた措置を、正社員になれる道を講じなければならないと指摘をして、具体的措置の中に、社員への転換制度の導入を設けることと示されていま



す。長期間続けて勤務されているパートに対してさえも、企業に差別的な取り扱いを禁止すると明示して、賃金などで社員と同水準の処遇にするように義務づけたと書かれていたわけです。

このようにまさに労働者の人権というのは、本当はきちんと守られて当たり前のことなんですよね。当町は旧中川根のときから臨時職員に対する考え方が非常に冷たくて、人間としての本当に尊厳さえも忘れていないんじゃないかと、そう思われる腹立たしいことがあって、ウッドハウスの調理員は、1年間ホームページで全国にも報道されました。そして、この町に一家4人皆さん、せっかくご両親の近くに来たのに、仕事がなくなって住んでいられなくなって出ていってしまったという状況を、町長はきっと痛い思いで思い出されると思います。痛みを感じないはずはないと思います。

そしてまた、こういう公というのは民間企業を指導し、その手本とならなければならない立場ですから、そういう行政において、率先して働く人の人権を無視していくような雇い方というのは、決して許されるものではないということを最後に申し上げて、本当に働く人たちが喜びを持って生き生きと働ける、町の大事な若い人たちです、守る立場で考えていただきたいということを最後にもう一度強調して、私の質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

ここで、午後2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

杉本道生君、発言を許します。6番、杉本道生君。

6番（杉本道生君） 6番、杉本です。

通告に従い、一般質問をいたします。

私は、農林業センターの運営について伺います。

去る11月10、11日の両日、本町で開催されました第60回全国お茶まつりには、全国から多くの生産者や消費者が訪れ、川根の豊かな自然や川根茶の魅力を大いに満喫され、その名声は大いに高められ、目的は達成できたものと意を強くしております。

また、関連事業の全国茶品評会におきましては、念願の産地賞と農林水産大臣賞を受賞でき、川根茶の名声を全国に一層深めることができました。と同時に、山のお茶のよさも全国へ発信されました。これもひとえに出品者、町行政、関係機関の御尽力のたまものと、衷心より敬意を表しております。

さて、品評会も含め、農林業センターの位置づけは、川根茶の中核施設として、また茶業

者のよりどころとしてなくてはならない施設でございます。先進技術の実証、茶苗木の生産、自然薯、ワサビ苗の供給、そして老朽茶園の改植事業、品評会出品に当たっては、製造研修センターとして利用もされ、その業務は大変多岐にわたっているものです。

今年度新たに釜炒茶と製茶の基本であります手揉茶の研修施設が整備されつつあり、まさに茶業の拠点施設として茶農家の利用も多く、期待も大きなものがあります。全国の茶産地にありましてもこのような施設は珍しく、内外より多くの視察もあり、町行政の茶業にける熱意は高く評価をされており、私も茶業者の一人として、これまで農林業センターを充実していただきました行政執行者には感謝するものでございます。

引き続き、農林業センターの機能充実を求めていくわけですが、新町建設計画の主要事業にも機能充実とうたってあるわけですが、どのような形で機能の充実を図っていかれるのかお伺いします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの杉本道生君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

農林業センターの機能充実ということであります。若干質問とダブることがあるかと思えますけれども、答弁いたします。

農林業センターは、昭和38年に主要産業である農林業の振興と近代化のための拠点として設置されて以来、数々の変遷を経て現在に至っておりますが、当町の茶業振興の拠点施設としての状況は、議員御指摘のとおり、町内外より高い評価を受けていると自負しております。

これは、本年度の全国お茶まつり開催時において、県内外より約150名余りの方に農林業センター視察に訪れていただき、その際、さすが茶産地川根本町、あるいはこういう施設を、農林業センターを町がやっていることが茶業にける町の姿勢があらわれていて、すごいねというような意見等が数多く寄せられたことから推察され、長年にわたる町の取り組みが高く評価されたものと考えております。

また、本年度の第60回全国品評会においても、出品者の製造・調整はもとより、被覆作業等の前線基地として、産地賞、農林水産大臣賞の受賞に果たした役割は大変大きなものと認識しております。

今後の農林業センターの機能充実に関する御質問であります。今年度釜炒茶と手揉茶の研修センターを建設中であり、完成後は川根本町から新たなお茶の魅力を発信していきたい、そうした情報発信の拠点としての活用を進める予定であります。また、同じく今年度事業として、茶苗木の安定生産を増強する目的で茶苗木の育苗ハウスを建設いたします。これにより一層茶苗木の生産が図られるものと期待しております。

議員御承知のとおり、やぶきた、あるいはおくひかり、山のいぶき、その他の品種の育苗を行っておりますので、今後の茶業振興にもここから出荷される茶の苗木というのは大きな意味を持つと考えております。また、優良な苗をある程度の価格で出荷しておりますので、こうした改植の促進にもつながっていると考えております。今後とも自然薯、あるいはワサ

び等のこうした支援も含めて、町内農業者の要望等に配慮しつつ、茶業、あるいは農林業の振興拠点として整備を進めてまいりたいと考えております。

また、新たな手揉茶、あるいは釜炒茶の研修センターができますので、先ほど言いましたように、グリーンツーリズムの1つの拠点としてお茶の魅力の発信、あるいは交流促進のための施設としても農林業センターを活用していきたいと考えております。

従来、県の支援等もございましたけれども、県のこうした山間地の試験場の見直しによって、その支援も限定的になっておりますので、より町民の要望にこたえるような、あるいは農林業の振興に寄与するような拠点として活用し、なおかつ現状の体制を維持していければと考えております。より多くの町民の方々があそこを訪れていただいて、いろんな意味であそこを活用できるような雰囲気というのもつくっていかねばならないと考えております。

いずれにしても、温泉等の施設とともに、農林業、特にお茶というのは当町の基本的な戦略的な作物でありますので、ここを核としてさらなる振興を図っていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 杉本道生君。

6番（杉本道生君） ありがとうございます。茶に対する思いを強く感じ、拝聴しておったわけですが、しかし、農林業センターの機能の充実には、施設の整備も大変重要であるが、人的なサポート、茶に精通した優秀な職員の配置も必要と考えておるところです。

合併によって区域も広がり、農林業センターの需要も増大していると思いますが、合併前と何ら職員の数は変わっていないというのが現状であります。物と人が一体となったとき、初めてその機能の充実が発揮できると私は考えておりますが、この点についてどのようなお考えを持っておられるのかお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど申し上げたように、農林業、特に茶業というのはこの町の基幹的な産業であることは言うまでもございません。と同時に、役場がやるべき仕事というのはさまざま多岐にわたっておりますので、1点だけを充実すればいいというわけではございません。現状でのその年度年度の職員の人員等を配慮しながら、全庁的な配備体制をしていかなければならないというふうに思っております。

行政の場合には、1点だけを集中的にやるという職員配置では、全庁的なサービスの維持、あるいは町全体の振興にはならないと考えておりますが、それに関しては全体を見据えながら、職員の適正配置に努めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 杉本道生君。

6番（杉本道生君） その点につきましては、また今後御検討いただきたいと思っております。

先ほど来より歳出削減のお話が出ていて、なかなか話しづらいわけですが、ちょっとお聞きください。

本町では、茶園の再改植事業も積極的に町を挙げて進めているわけですが、その際、

粉碎機やバックホーの利用が数多くあるわけでございます。作業機の効率的な使用により、改植も順調に進んでいるわけですが、何分機械の能力が小さいということで、小規模面積においては、まずまず処理ができていますわけですが、ある程度面積のまとまった場所におきましては、地形の修正等に時間がかかり、稼働時間がかかるわけですが、利用者にもその分負担がかかっております。

オペレーターからの要望も強くあるわけですが、今後この点につきましても、さらなる検討をしていただければ幸いです。要望ということで終わりたいと思いますが、切に望んでおります。

簡単ですが、以上で私の質問にかえさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） これで、杉本道生君の一般質問を終わります。

次に、森照信君、発言を許します。9番、森照信君。

9番（森 照信君） 最後になりましたけれども、町長、またひとつよろしく願います。

私は、元北小学校の跡地の利用についてお伺いいたします。

平成18年4月に北小学校、南小学校が統合し、旧北小学校が廃校となりました。地元地域でも大きな建物であり、どのように利用していいのか苦慮しております。

昭和52年建築され、56年には建築基準法が改正され、耐震強度基準が変更になりました。学校としてそのまま使用していれば、建設当時の法律耐震強度基準が適用されるが、廃校となり、学校としての用途が廃止しているので、新たに利用するには現在の建築基準法が適用されるので、耐震補強工事が必要である。また、その耐震補強工事には1億円、取り壊すには5,000万円ぐらい費用がかかるとの前回の澤畑議員への答弁でした。

いずれにしても、費用がかかることでございます。この補助金の関係、また償還期限などがあり、校舎の利用には制限があるのではないかと考えられます。償還期限はあとのぐらいありますか。使用、利用するに当たり許可がないものにはどのようなものがあるか。また、課長職以上で組織する庁内の町有財産有効利用検討委員会があり、今年度から定期的に検討しているとのこと。

北小の場合はどの程度まで話が進んでいるのか、具体的な内容はどうか、検討委員会で検討するに当たり、その地域の住民の話や、住民との連携などはどのように考えているのか、また利用したい団体もあるとの以前の答弁でありました。その後どのようになっているのか、また協議の内容はどうであったか、7点ぐらいですが、お伺いいたします。よろしく願います。

議長（佐藤公敏君） ただいまの森照信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 北小の校舎の活用についての御質問であります。

元本川根北小学校の有効活用については重要な課題でありますので、課長職以上で組織する庁内の町有財産有効活用検討委員会で定期的に検討を重ねているところでございます。ま

た、地元奥泉区からも11月1日に要望、意見書を提出していただきました。この中で、元本川根北小学校区の大間区、接岨区、奥泉区、大谷区の北部4区で協議したい旨の意見がありましたので、紅葉シーズンが終了する今月中旬に区の役員の方と協議する予定でいます。19日を予定しております。

町といたしましても、林間学校研修など、宿泊もできる施設など幾つかの活用案があります。また、この施設のある北部地区には寸又峡や接岨峡などがあり、多くの観光客が訪れていますが、地形的、地理的条件から地震等の災害時に孤立する不安もありますので、避難所、防災の拠点施設としての活用についても検討しております。

しかし、施設の有効活用には1億円程度の耐震工事が必要となります。公共施設の耐震化への財源としては、県の公共施設耐震補強事業費補助金や地域防災計画での避難所として指定される公共施設について、町債として防災対策事業債を活用することができますが、町費の持ち出しも必要となり、維持管理経費に合わせて元利償還金も必要となります。また、校舎を取り壊して土地を利用する場合には、約5,000万円程度の解体工事費が必要となります。

建物の所有者として法律を遵守しなければなりません。費用対効果分析も含めて、地元地区や関係者からの要望、意見も参考にしながら活用を慎重に検討していきたいと考えております。

また、地元、あるいは町の要望が固まっていない段階で、町外の利用者に全面的な貸し出しをするということも、地元の合意、あるいは今後の活用方法にも課題がありますので、現在町外者の利用者との協議は一時中断という形になっております。

また、地元からも積極的にこれに利用したいという声はまだ上がってきておりませんので、私は、この施設の活用には地元の協力、あるいは地元の意向というのが大事なものと考えておりますので、そうした意見の集約等も期待しているところであります。

もちろん、町といたしましても、北部地区の1つの拠点としてグリーンツーリズムの拠点、あるいは体験施設、いわゆる流域の子供たちの上流の自然観察等の拠点の施設と、さまざまな利用も検討しておりますけれども、一方で行政改革を進めている中でありますので、町費を使って耐震補強、あるいは施設改修をするにはまだまだ検討、利活用について住民の方、議会の理解が必要と考えておりますので、これも前向きに、精力的に利用方法について検討していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） 森議員の処分制限期間についての回答でございます。

国庫補助を受けて建設した建物等を財産処分するには、文部科学大臣の承認が必要となります。この処分制限期間を経過したものについては、大臣への承認の手続きは不要ということになりますけれども、この処分制限期間を60年と聞いております。

したがって、昭和52年の建設でございますので、約30年を経過したということで、残

り30年ぐらいはあるということだと思います。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） そうすると、ちょっとわからないもので、償還期限があるうちは、このものを壊すとかというのはできるのかどうかお伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 町がこうしたことを取り壊して、新しく町の施設として、あるいは町として利用する場合には、そうした取り壊しも可能であります。申しあげましたそれに関しても、約5,000万円程度の町費を要しますので、それについてもやはり十分な検討が必要だろうと、その後何に使うのか。したがって、この北小に関してはさまざまな要望、あるいは状況を加味しながら、今後の対応策を検討していかなければならないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 先ほど町長より、今度12月の中旬ごろ協議会というものを開くということでありましたけれども、今後いろんな形で保育園の統合とか学校の統合なども考えるわけなんですけれども、いろんな形でやっていく中で、こういう協議会のような形をとっていただけると思うんですけれども、今度の話し合いの中で今後どのような形をとっていくのか、お伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほども言いましたように、行政に対してこれをやってくれ、あるいは、こうしていただきたいということだけでは、町費を追加支援して耐震補強というのは無理かと思っております。

地元として、例えばですよ、農家民宿ではありませんけれども、そうした宿泊施設、あるいは子供たちを対象にそういったことをやってみたいとか、あるいは千年の学校というようなそういった事業もございます。その体験場所として我々の地域が持っているノウハウをそういった場で生かしてみたいとか、そういう前向きな気持ちとか、あるいは接岨、寸又峡という形で観光客が入ってきます。その1つの避難所として活用してほしいとか、さまざまな要望等を受けとめながら、じゃどう地域がかかわってくれるのか、あるいは行政としてやらなきゃならないか、そういうことはしっかり明確化した中で方向を決めていきたいなど。そのためにまず第一に地元の関係区の要望とか意見とか活用方法について協議する場を設けたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 先ほどは答弁がなかったんですけれども、施設の利用できるもの、できないものがあると思うんですけれども、その辺は、できないものはどのようなものがあるのかお伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 地域が関与して公共的な活用する方法、特定の例えば企業が営利のため

に使う場合には、ある程度補助金の返還とかさまざまな制約があると思いますけれども、公共的に利用する場合には、特に役場がかかわる第三セクターとか、あるいはNPOとかそういったものに関しては、制約はそれほど現在ではきつくないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） ですから、いろいろ使えるもの、使えないものあるものですから、先ほども言いましたように、地域の4区の方と今度中旬に話し合ってくれるというふうなことでありますけれども、これをそのまま1回限りだけにせずに、協議会とか、そういう行政と考える会というようなものの形に持っていくおつもりはないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 会合はやっておりませんので、その後のことに関しては特に今するとかしないというのは持っておりません。必要があればそういった協議会を持って継続的に考えていく、あるいは地元としても一定の方向が出れば個別の連絡なり、あるいは区を通しての連絡等さまざまなルートがあろうと思います。今の時点ではどのような方向になるのかということは特に決めておりませんが、19日の地区の方々の要望を含めて、今後については具体的な利用の検討とあわせて、そういった組織についてもそのときの意見等を参考にしたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） ちょっと補足といいますか、御説明させていただきますけれども、第1回目の懇話会という形になります。地元の奥泉区のみならず周辺地域ということで、大間、接岨、大谷区長、この区の三役の方にお集まりをいただくと。役場側からは総務課の財産処分の関係の職員、それから総合支所長、あるいは元学校でありましたので、そういった経理に詳しい教育総務課長のメンバーで第1回目を取りあえず行わせていただくと。

その中で、どういった御意見が出るかわかりませんが、それを踏まえて、ただいま町長がおっしゃいましたように、必要とあればそういった方向に行くかもしれませんし、その辺のことはまだ考えておりませんが、第1回目はどういった意見が出てくるかということは、私たちもはっきりわかりませんが、期待をしつつ、またその協議に臨みたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） しつこいようですけれども、そのことの会合は、前向きにやっぱりそういう協議会というんですか、そういうものを、もし地元で要望があれば、それを立ち上げていくというようなお考えはありますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） まだ1回目をやっておりませんので、したがって、私は前々から言っておりますように、こういった施設の活用というのはやはり地元の方の協力がなければ、仮

にいろんなものをつくってもうまくいかないだろうと思っています。その範囲が基本的には、ほんの地元の奥泉地区なのか、あるいは北部地区と限定するのか、あるいはもう少し幅広くするのか、物によっても利用の範囲が変わってきますので、基本的にはそういった協議会で運営した場合には、協議会の中でその維持管理も含めて活用は考えていかなきゃならんということではありますが、現時点ではどういう範囲の中の協議会を立ち上げるのか、現時点では協議会を立ち上げる必要はわからないかということも踏まえて、今後の対応ということを申し上げましたけれども、そういった地元の方の連携する組織というのは、当然施設を開所した場合には必要だというふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 先ほど途中まで言いかけたんですけれども、今後保育園とかいろいろな統合があると思うんですけれども、やはり統合してしまって廃園になってから物事を考えるんじゃなくて、やはり廃園になる事前からそういうような協議会というんですか、地元の人との考える会とか、そういうものも必要じゃないかと私は思うんですけれども、そういうことを考えると、やはり今、北小のことで地元との連携のもとに、そういうものを立ち上げるべきだと思いますけれども、もう一度伺います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ですから、このことに関しては本来ならば地元から例えば強い要望があったとかということではなくて、役場の方から協議を投げかけたという経緯もございますので、そういった中で今後どのような組織ができ上がってくるというのは、地元の意向も踏まえて、私も積極的な対応をしていただきたいと思いますので、活用に関しては地元の組織、あるいは団体、個人、町の全体の組織も含めて、それぞれが連携しながら利活用を図っていければなというふうに思っております。

当然負担ということも出てまいりますので、そういったことも踏まえて協議をしていければというふうに考えております。必要があれば、そういったものは当然つくっていくと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 前向きな姿勢でやっていただきたいと思いますけれども、この前も、以前にも鳥が飛び込んでガラスを割ったとか、今ちょっと管理の面でも大変なところに来ているようですので、なるべく地元との連携を密にとって、いい形での対策をやっていただきたいと思います。

終わります。

議長（佐藤公敏君） これで、森照信君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



日程第2 議案第86号 川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第2、議案第86号、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、第4回定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

7日の本会議において、議案第86号、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について付託を受け、8日午前9時50分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。

この新規制定条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第9条第1項の規定に基づき制定するものです。内容は、町の機関等に係る申請、届け出等をインターネット等からできるように行政手続についての共通事項を定める条例です。当面は簡易なパスワードによる申請や届け出など利用しやすい手続とし、利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的とした条例を制定することとなっています。

このような中で、委員から質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、条例の制定を急ぐ理由は、県内市町により共同利用でシステムを調達することにより、単独導入に比べ大幅なコストダウンを行える。現在システムとしては、今すぐに稼働ができる状態であるので、平成19年1月中旬ころには稼働したい。利用については、現在どの部分での利用対応ができるのか各課に確認している。できるものから導入していきたい。公的個人認証が必要なものは当面はできないけれども、将来的には可能となる。情報の漏えいや事件などに対するセキュリティは現在でも何重にも行われております。

以上のことが確認されました。審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第86号、川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第93号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第3、議案第93号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長(森 照信君) それでは、第4回定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

7日の本会議において、議案第93号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について付託を受け、8日午前9時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。

この改正は、平成18年9月26日、非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部が公布施行されたことに伴っての改正です。改正の趣旨は、非常勤消防団員等の障害補償等について、労働者災害補償保険法及び国家公務員、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮し、表現等の統一規定の整備と障害等級及び障害の程度についてを規則に定めるための条例の一部改正をするものとなっています。

このような中で、委員からの質疑が行われて、主たる内容を抜粋しますと、なぜ今の時期に条例から規則に変えるのかについては、医学的なもので等級と専門的なものを規則に変え

る、また条例よりも規則の方が柔軟性がある、一括で国より指導が来ているので、今の時期に変えるけれども、補償の内容は変更していない、また、補償の重要な倍数等は条例に残してある。

介護補償については、身体障害者福祉法が平成17年に障害者自立支援法となり、そこで規定する障害者支援施設またはそれに準ずる施設に入所している場合は、生活介護を受けているので、その時期は支給されない。介護する家族に支給されるものであるので、ダブるような支給はされない。

以上のことが確認されました。審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第93号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第93号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第4 発議第4号 飲酒運転撲滅に関する決議について

議長（佐藤公敏君） 日程第4、発議第4号、飲酒運転撲滅に関する決議についてを議題と

します。

お諮りいたします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号、飲酒運転撲滅に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、飲酒運転撲滅に関する決議については原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 川根本町議会議員派遣の件

議長(佐藤公敏君) 日程第5、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程と議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤公敏君） 日程第7、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長（佐藤公敏君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、平成18年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

これで散会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時20分